

中央防災会議 防災対策実行会議
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ
第 10 回議事録

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第10回） 議事次第

日 時：令和5年10月24日（火）10:00～15:12

場 所：中央合同庁舎8号館 災害本部会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・前回ワーキンググループにおける意見等について
- ・南海トラフ巨大地震における経済・社会への影響について
- ・南海トラフ沿いの後発地震への対応について
- ・南海トラフ巨大地震に係る情報の発信について

3. 閉 会

開 会

○藤本（事務局） それでは、定刻となりましたので、ただいまより「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の第10回会合を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、内閣府（防災担当）の藤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も前回と同様に、対面とオンラインによるハイブリッドでの会議形式を取らせていただいております。ハウリング防止のため、御発言する場合以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、対面で御参加の皆様におかれましては、御発言の際はなるべくマイクに近づけて御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

本日の会合でございますけれども、事前に御案内させていただきましたとおり、午前と午後の2部構成で行わせていただきます。

まず、午前の部の出席状況について事務局より御報告いたします。

今村委員、越塚委員、田嶋委員、末松委員は、所用により御欠席となっております。

奥村委員、阪本委員は、所用により遅れての参加となります。

濱田委員は、所用により欠席のため、代理として中岡誠二様に御出席いただいております。

渡邊委員は、所用により欠席のため、代理として入江道之様に御出席いただいております。

それでは、マスコミ関係者の方々はここで御退席をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○藤本（事務局） 議事に入ります前に連絡事項でございます。

まず、会議、議事要旨、議事録及び会議資料の公開につきましては、前回会議と同様の取扱いとさせていただきます。

次に、事前に配付してございます本日の資料を確認させていただきます。

議事次第、委員名簿、配席表、資料1－1、1－2、資料2－1、2－2、資料3、資料4－1、4－2、参考資料1がございます。また、1枚差し替えが生じてございます。資料2－1の39ページにつきまして別途1枚お配りしておると思いますので、差し替えをよろしくお願いいたします。

資料は大丈夫でございましょうか。不足等ありましたら事務局に御連絡いただければと思います。

それでは、以下の進行は福和主査をお願いしたいと思います。福和主査、よろしくお願いいたします。

○福和主査 皆さん、おはようございます。今日は午前・午後のダブルヘッダーですが、よろしくお願いいたします。なるべく12時にはきちんと一回終えて、午前中に終わらなかった部分は1時以降に延長という形で健康的にいきたいと思います。ただ、できる限り12時に終わるように努力はしたいと思います。

それでは、本日は、議事次第にございますように4つの議論をいたします。1つ目が「前回ワーキンググループにおける意見等について」、2つ目が「南海トラフ巨大地震における経済・社会への影響について」、これをできれば午前中に終えて、午後に「南海トラフ沿いの後発地震への対応について」、それと「南海トラフ巨大地震に係る情報の発信について」の議論をさせていただきたいと思います。

まずは最初に1つ目の議題の「前回ワーキンググループにおける意見等について」、事務局から資料1-1と1-2を使って説明いただければと思います。よろしくお願いします。

資料説明

○朝田（事務局） 事務局の朝田です。本日もよろしくお願いいたします。

私のほうから、まず資料1-1、1-2と参考資料について御説明いたします。

資料1-1、こちらは前回、第9回ワーキンググループで医療対策について御議論いただきました。いただいた御意見をまとめたものになります。

4ページを御覧ください。そのようないただいた御意見を踏まえまして、今後検討していく報告書、具体の対策等について検討を進めてまいります。その際に反映すべき事項として3つ書かせていただいております。災害拠点病院のみならず、地域医療の中核を担う一般病院・診療所・福祉施設等についても地震対策を推進していく必要があるのではないか。2つ目として、BCPがいろいろできてはいるのですが、いま一度地域のインフラ・ライフラインの状況、各施設での人員・資機材の状況、周辺地域の施設との連携、こういったものを踏まえて充実を図っていく必要があるのではないかという話。3つ目として、南海トラフ地震の大きな特徴である広域かつ大規模な災害であることを念頭に置いた上での、基礎自治体の枠を超えた支援体制の構築について改めて検討していくべきとしております。

5ページです。今後のスケジュールなのですが、赤字のところを少し修正しております。被害想定につきまして、第12回の1回で議論を終えるような記載をしておったのですが、まず第12回においてハザード、どのような震度、津波があるのかといったことをお示しする。その上で、次回、次々回において直接被害、間接被害等々についてお示しして、議論をいただきたいというふうに考えておりますので、修正をしております。

次に資料1-2でございます。こちらは前回いただいた意見のうち、お答えできるものについて回答したものになります。

遺体の検死等々をするにあたっての研修会の累計修了者数の話でございますが、この数が十分と考えているのかといった御指摘がございました。研修の取組状況について述べておりますが、最後のところ。現状において、都道府県のほうから検案に従事する医師が不足しているといった事情は伺っていないというふうには聞いておりますが、引き続き現地における様々な地域レベルでの過不足等々についても見ていく必要があるのではないかと考えております。

また、災害拠点病院について、どのような津波対策、施設の耐震化等々の支援を行っているの

かという話につきまして、これは国交省において財政支援策を設けております。

次のページをお願いします。津波避難対策緊急事業とありまして、特別強化地域に指定されたエリアにおきまして、集団移転等々に係る支援を行っているという紹介をさせていただきます。要配慮者施設に病院が該当するということになります。

最後、都道府県の災害医療コーディネーターについて、地域での配置状況について、5ページのほうで県別の数字をお示ししております。多いところは、滋賀県等々はとてもたくさん配置されております。いろいろ濃淡ありますが、こういった数字を踏まえてどのように対応していくかということになろうかと思います。

最後、参考資料1でございますが、前回のいただいた御意見について議事要旨をまとめておりまして、委員の皆様にも照会して確定しておりますので、お知らせいたします。ホームページでも公表してまいります。

以上になります。

○福和主査 どうもありがとうございます。

皆さんのほうで御意見とかございましたら御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

資料1－2の5ページのところ、都道府県によってコーディネーターの数に随分差があるので、これはどうしてかというのは、どこかで厚労省に聞いておいたほうがいいかなという気はして見ておりました。

それから、国交省さんのほうで集団移転を含む移転のことは考えてくださっているというのは分かったのですが、一方で、浸水したときにどうやって災害拠点病院のオペレーションをするのか、ここはまだお答えいただけていない気がしますから、どこかの時点で報告書をつくっていく段階などで議論ができるといいかなと思っています。

いかがでしょうか、皆さん。よろしいでしょうか。

それでは、今日の本題になりますが、2番目の話題に入ってまいりたいと思います。「南海トラフ巨大地震における経済・社会への影響について」、これは事務局の資料とイオンさんの資料と2つ続けて御説明をいただければと思います。

まずは事務局のほうからよろしくお願いします。

○朝田（事務局） それでは、資料2－1について御説明をいたします。御覧ください。

2ページのところは、これまでもお示した南海トラフ見直しにあたって10年間の社会変化、状況変化を踏まえてということになりますが、その概要図になります。

3ページを御覧ください。本日の議論内容。金融・決済機能の維持、2つ目として事業継続に向けた取組、3つ目として物流の安定、この3つについて御説明いたします。

4ページです。本日の論点案について御提示させていただいております。

まず1つ目、金融・決済機能維持の観点につきまして、1つ目、国内外の金融市場の混乱を最小限にするとともに、顧客一人一人の取引を維持するための取組、こういったもののあり方について。2つ目として、被災地における個人・企業等の経済活動を早期再開あるいは継続させるた

めに必要となる、地域の金融機関等が取り組むべき方策について。

大きな柱の2つ目、企業等経済活動の継続・早期再開の観点です。BCPをつくっております。中小企業のBCPの実効性を高めるために、国や自治体からの支援、大企業等との連携を推進する方策。②-2、サプライチェーンに着目しまして、個々の事業者のみならず、サプライチェーンに関わるあらゆる事業者の対策状況を考慮したBCP策定推進のあり方について。

3つ目の大きな柱、物流安定化と物資支援の観点ということで、メーカーから消費者に届くまでの各種物流・配送拠点（センター）や流通経路の機能を維持させるための方策とあります。メーカーの前には原材料等々に関わる者も含めたサプライチェーン全体の話として考えております。

それでは、中身の話です。5ページから8ページ、こちらにつきましては10年前の被害想定、第2次報告書に掲載された数字でございます。

5ページのところ、資産等の直接的な被害について、基本ケースで約100兆円、陸側ケースで約170兆円といった被害額の数字が出ております。

さらには、生産・サービス低下による影響として、基本ケースで約30兆円、陸側ケースで約45兆円といった数字が出ているということになります。

それでは、9ページに行きます。金融・決済機能の維持です。

10ページを御覧ください。まず、過去の実績になります。東日本大震災における株価・為替市場相場の変化についてです。グラフ等々が下のほうにございますが、3月11日の発災後に売り注文が殺到して、株価が大きく下がったという話。為替のほうは直後に円高方向に推移して、様々な変化を見せたということになります。

真ん中の青書きのところになります。南海トラフ巨大地震において株価下落の要因として、東日本大震災以上に事業継続への影響が大きいとみなされた要因が考えられるのではないかと。特に半割れの場合には、後発地震の発生が懸念される中で復興需要への期待といったものについて、どのように世の中が反応するのか、こういったことが考えられるのではないかとということ。また、為替相場については多様な要因で変化し得るため、一概には言えないと思いますが、いずれにしろ南海トラフ巨大地震においても極端な為替変動が生じて、日本経済に打撃を与える可能性があるということを頭に置いておく必要があるのではないかとということです。

次に11ページです。こちらは100年前の関東大震災の話になります。この際には、1点だけお話ししますと、株式市場の3つ目の○のところ。被災企業の決済困難になった手形について、様々な手続が行われましたが、結果的に不良債権整理が先送りされ、その後の金融恐慌を招く一因となったという話です。為替についても様々な動きがあったということ。

このような関東大震災の状況を踏まえて、発災直後の株価変動のみならず、災害時の金融対策によっては長期的な経済破綻につながる可能性を頭に置いておくこと。また、2つ目として、関東大震災について、発災直後の極端な円安・円高、このときは見られませんでした。復興のための輸入増などを背景に、大規模な為替相場の変化が生じる可能性を頭に入れておく必要があるのではないかとということです。

12ページです。東日本大震災に戻りますが、この際の様々な機関の対応についてです。

まず、金融機関に対する要請として、預金通帳や印鑑を紛失した場合でも、何らかの本人確認をもって払戻しに応じること、保険金の支払いについて、できる限り迅速に払うこと等々の要請を行って、金融機関に汗をかいていただきました。

また、検査・監督・規制上の対応として、様々な特例措置を設ける。具体的に言いますと、金融機関の事務負担に鑑みて、資料の提出期限等に係る特例措置を設けることによって、現場の混乱に応じた緩和策を設けたというような話です。

さらには、震災発生の数か月後には金融機能強化法等の改正を行って、様々な特例措置等々を設けてきたということ。

以下いろいろ書いてございますが、いずれにしろ、政府、金融庁、財務局、様々な機関がそれぞれのお立場で預金者等々の立場に立った対応を行ってくださったという話です。

13ページです。今度は日本銀行の対応について御紹介いたします。銀行の中の銀行と言われる日本銀行において、業務面あるいは政策面において様々な対応を行っていただいております。日銀としても本店災害対策本部を速やかに設置して、組織全体を挙げての対策を行っていただいたということ。また、様々な不安の中で市場等々が対応を行っている中で、現金供給等の様々なバックアップの体制をしっかりと取っていただいたということ。こういった中で、結果的に様々な効果が出て、大きな一方的な下落等々の話がなかったというような話を聞いております。

14ページです。東日本大震災以降の金融業界の取組ということで、今御紹介いたしました政府あるいは日銀以外の民間金融機関、あるいは金融市場等々、様々なところが東日本大震災で得られた教訓を踏まえて業務継続体制の強化に取り組んでいるということになります。今申し上げましたように、これは日銀だけが頑張っても駄目。民間だけが頑張っても駄目。市場だけが頑張っても駄目。様々な機関がそれぞれの立場と、あとは様々なつながりがある中で、自分たちの役割に応じた取組を行っていくことが重要だという認識の下に行われているというふうに聞いております。

15ページでございます。国土強靱化の中でも金融機関の業務継続に向けた取組、こういったものを念頭に置いた様々な目標等々が掲げられております。金融機関に係る重要拠点のバックアップサイトの確保、あるいは自家発電機の設置といった平時からできる取組と併せて、いざという時のために訓練の実施、それも個別の金融機関で行うのではなく、先ほど申し上げましたようにシステム全体として機能するために様々な機関が参加するような形での横断的訓練の実施についても毎年行われているという状況でございます。

16ページです。それでもなお個々の機関が被災したときに周辺にあるような機関との相互の連携によって地域をサポートしていく、そのための相互支援協定などが結ばれているという事例。例えば、南海トラフ地震あるいは富士山噴火といったものの大規模災害に備えて、静岡県、愛知県、山梨県、こういった3県の銀行の協定が行われていたり、あるいは近畿の地方銀行7行が協定を結んでいるという事例になります。

次に17ページになります。JPX（日本取引所グループ）の対応になります。こちらのほうは、

いわゆるBCPを策定するだけではなくて、様々な不測の事態が起こったということを念頭に置きながら、その事態への対応を定めるコンティジェンシープランなども定めて取組を行っているという話になります。

さらには下のほうを御覧ください。18ページです。そのようなBCP等々も踏まえまして、東日本大震災での課題などを洗い出して、業務拠点のバックアップ機能の強化あるいは代替拠点の整備、そういったものについて課題の浮き彫り、あるいは対応策の提示といったことを行っている事例です。

具体的な対応策として19ページを御覧ください。市場のレジリエンス向上に向けた東西バックアップ態勢の構築とあります。もともと関東は関東の中で、関西は関西の中でそれぞれバックアップオフィス等々を設けていたのですが、東京でダウンしたときのことに備えて、データセンターにつきましてはセカンダリセンターとして関西圏とのバックアップ態勢を踏んだというような、こういった取組を今進めているという話になります。

20ページになります。冒頭も申し上げましたが、金融につきましては、様々な機関がそれぞれの役割の中で取り組まれております。決済システムにつきましても、様々なお客様に応じて中で役割分担を示されて、決済の段階では日銀、金融機関等との役割が大きくなっていく。いろいろなシステムがある中で、こちらは日銀が絡んでくるものだけを抽出した図になっておりますが、ここにありますように、市場、証券会社、日銀、全銀ネット、そういったいろいろな機関が関わってシステムが生じているということです。これを御覧いただきますように、個々で頑張るのではなく、そのつながりがあるということを念頭に置きながら取組を進めていく必要があるということをお教えしてくれる図と考えております。

21ページを御覧ください。ここから先は影響の話です。東日本大震災の実績ということになりますが、津波あるいは関東で顕著に見られました液状化において、地価の大きな変動が見られたという話です。必ずしも下がるだけではなくて、周辺で高台、すなわち津波のリスクが低いようなところにつきましては地価が上がった例もあったということです。

22ページです。不動産相場への影響②とありますが、タワーマンションに関しまして、倒壊等の可能性が相対的に低いという話なのですが、このタワーマンションの建築がどんどん進んでいるという話。特に首都圏、近畿圏に集中しているという話なのですが、タワーマンションも大丈夫ということで終わるのではなく、例えば長周期地震動の話、各種ライフライン、エレベーターが停止することによる生活継続の困難性、集合住宅にもなりますので再建に向けた合意形成、仮住まい確保等々、様々な課題があることも踏まえまして、こういったタワーマンションの建築状況を踏まえた対策も考えておく必要があるのではないかと思います。

次に23ページでございます。広域避難の話になります。南海トラフ巨大地震が発生した際には、広域避難が発生する可能性があるのではないかとといった指摘が行われております。仮設住宅不足といった、あまりにリソースが少ないといった話の中で、どうしてもこのような事態があるのではないかとということ。過去の事例として、関東大震災の際にも、時代の状況は明らかに違いがあるものの、広域避難等々、市外への流出といったものも見受けられております。特に職工の

数字で見えていきますと、一時的に職工が大きく減って、これはすなわち産業に影響を与えたという話になります。職工が行ったまま帰ってこない事態も見られたということ。時代の推移はあれど、こういったことも念頭に置いて考えておく必要があるのではないかという話になります。

さらには一番下のところ、日本に拠点を置く外資系企業等が100年前とは違って多数存在しております。こういったものが災害の多い日本への投資、あるいは拠点づくり、こういったものへの影響も考えておく必要があるのではないかということになります。

24ページです。今度は二重債務問題への対応になります。まず、国としての話になりますが、下にございますように、中小企業及び農林水産業向け、個人の住宅向け、金融機関向けと様々なタイプに応じた取組が行われました。政府として二重債務問題への対応方針を関係閣僚会議で取りまとめた上で、この問題に取り組むべく相談窓口の設置、ファンドの新設、利子負担の軽減等、さらには融資制度の拡充、信用保証制度の拡充、様々な施策を打つことによって対応が行われたという話になります。

25ページです。これは宮城県における対応ということになります。宮城県では独自の対策として県の住宅再建支援事業といったものを設けまして、下にございますような震災時点でお住みの方で500万円以上のローンを持っていて、かつ今後のために500万円以上の新たなローンを組んだ方については、5年間の利子補給を行うといったことでの施策を行ったというふうに聞いております。

後ほど、この下にございます宮城県「みやぎの3・11（現場編）」を宮城県のほうから提供いただいておりますので、委員の皆様にも資料の一環として御提供させていただきたいと思えます。委員の今村委員が監修も行われている本でございます。

26ページでございます。キャッシュレス決済の現状について。これはデジタルのところで一部説明しましたので加速させていただきますが、キャッシュレス決済、国としてこれの比率を上げているという取組で、2025年までに4割程度という目標の下に取組が進められているということです。ただ、一方で、これが電力、通信など様々なもので支えられているということを踏まえたときに、災害に対しての脆弱性等々を考える必要があるのではないかと。

27ページになります。経産省のほうで特別なキャッシュレス決済の運用方法についての実証調査を行った結果となります。いろいろありますが、大きく分けると2つ、クレジットカード決済についてどうなのかということと、コード決済。様々な会社によってアプリ等々が開発されておりますが、この大きな2つについての分析を行った結果です。

29ページを御覧ください。クレジットカード決済、コード決済、双方ともやはり電力をちゃんと確保するかどうかということがポイントになりますので、予備電源あるいは無線通信等のバックアップ態勢がやはり必要で有効だという話。これと併せまして、クレジットにつきましては、以前では一般的であった紙伝票を用いた運用、こういったものについても災害時には実効性があるというふうなことが確認されております。デジタルを支えるアナログといったものの存在についても、いま一度考えておく必要があるのではないかとといった結果となっております。

30ページにつきましては、その一環の取組でございますが、統一QR「JPQR」の事例ということ

で、下の真ん中の図にありますように、au、d払い、LINE、様々なところがペイシステムをつくっておりますが、それぞればらばらにQR等々を設けるのではなく、統一的なものを設けることによって利便性を向上させているといった事例でございます。

ここまでが金融・決済等の話になります。

31ページ以降、事業継続に向けた取組、2つ目の大きな柱に移ります。

冒頭のところはデータの紹介です。我が国の民間企業の概要ということで、これまでもお話が出てきましたが、いわゆる中小企業が99.7%を占めているということ。一方で従業員数については大企業がたくさん抱えているということがあって、そのシェアが大きく変化するという話になります。

次に33ページになります。大企業と中堅企業を分けた場合のBCPの策定状況の違いです。これもこれまでに説明してまいりましたが、大企業のほうで約7割と進んでいる一方で、中堅企業のほうは約4割という差があることをどう考えていくのか。この後、話が出てきますが、今や大企業だけで仕事をするのではなく、中堅企業とのネットワークの中で、サプライチェーンの中で経済が成り立っているということ全体を考えて底上げを図っていく必要があるのではないかという話になります。

34ページを御覧ください。そのため、政府においては事業継続ガイドラインを策定しております、各企業の策定・取組を進めているということになります。

35ページを御覧ください。参考となりますが、ガイドライン策定の経緯になります。平成16年に提言を受けて、翌年8月にガイドラインを策定して、様々な状況変化等々をみなしながら改定を行ってきたということになります。

36ページです。ガイドラインを策定して、この上でつくって終わりではなく、ガイドライン見直し、あるいは策定が進むように様々な取組を行っております。3つの取組、実態調査、これはBCPの策定率調査だけではなく、それらがどう使われているのかといった事例調査を行ったりという話とか、左下にあります経済等々様々な専門家の意見を収集しながら改善を図っている。検討会を設けているという話があります。さらには中部防災推進ネットワークとあります。福和主査も入っておられますが、中部圏において経済団体等を含めた産官学のネットワークを設けてBCP策定推進地域として行われております。こういったところとの連携によって様々な知見を得ているということ。その上で各組織との連携を行っているという話になります。

37ページです。防災経済コンソーシアムの取組になります。事業者個別にあたるのではなく、様々な事業者が参画されている団体等を中心としたコンソーシアムが設けられております。これにつきまして、BCPをどのようにつくっているかの状況だとか、それぞれがいろいろな工夫をしています。そういった優良事例を横展開、共有することによって参加事業者の策定などを促していく、そのためのコンソーシアムが行われているという話になります。

38ページです。これは経済産業省中小企業庁の取組となりますが、中小企業はBCP策定が大企業と比べて少し劣っているということを踏まえ、政府としましても、中小企業のBCP策定を促進するために、その計画を経産大臣が認定するといった制度を設けています。この認定されるメリ

ットとしましては、税制措置あるいは金融支援等々の支援策の活用が可能となるという話、さらには右下にあるようなロゴマークを使用することで企業イメージのアップ、こういったものも取り組まれているということになります。

39ページです。この資料は先ほど差し替えのあったものです。中小企業の事業継続強化計画の認定状況といったものも、令和元年度以降順調に増えて、今や5万件を超えているという話になります。

40ページはそれらを活用した企業の事例を3つほど挙げております。左2つにつきましては、金融支援、税制を活用できたという話がありますが、右のほうにつきましては、サプライチェーンに着目して、複数社で連携してそれぞれ一体となったBCPを策定したという事例について挙げさせていただきます。

41ページに行きます。国土強靱化貢献団体認証についてです。これは内閣官房、国土強靱化の取組です。事業継続の促進という観点で、国土強靱化貢献団体として第三者が認証する仕組みを設けました。こういったことで取組を進めておりますが、これを認証されることによって企業としての様々なネームバリューが上がることで併せて、地元の銀行からの融資等々を厚遇されるなど、こういったことの後押しがウィン・ウィンで取組が進められているということになります。

42ページになります。今度は話が変わりまして、雇用維持の話になります。東日本大震災の発生後、厚生労働省のほうで、次の雇用までの短期的就業機会の創出を目的とした緊急雇用創出事業臨時特例交付金が設けられました。こういったものを活用することによって様々な雇用が創出されたという話。一方で、短期で終わるのではなく、その後の安定的な雇用を見据えた事業復興型雇用創出事業といったものも支援策として設けられました。このようなものをトータルとして、時間軸の中で切れ目なく行うことによって、地域の復旧・復興を支えたという事例になります。

43ページになります。これは宮城県の実例になります。グループ補助金、いわゆるなりわい補助金、こういったものが採択されて補助されてもなお残る中小企業の自己負担につきまして、地域として支援すべく、自己負担につきまして無利子で貸し付け、返済期間を最長20年とするような被災中小企業施設・設備整備支援事業を県のほうで立ち上げて、これは中小企業基盤整備機構のバックアップの下に行われたという事例になります。

次に44ページです。これは政府のいわゆる災害支援といった形での中小企業支援施策の全体像ということになります。発災直後から災害救助法の適用を行うといった話と、あとは激甚災害の指定が行われた際には、局激、本激の違いはあれど、様々な支援策を国としても行っているということになります。

45ページを御覧ください。これは日本政策投資銀行の実例になります。BCM、Business Continuity Managementといった形で格付を行うことによって、それに応じた融資を行うということで、様々な平時からの防災対策の実施を後押しするものとセットの実施が行われているという事例になります。

次に、事例としてありますが、46ページを御覧ください。サプライチェーン強靱化の例とし

て、ナブテスコという会社、これは自動ドア事業にも関わっている会社というふうに聞いておりますが、BCPをつくるのはむしろ当たり前であって、自社だけではなく、会社が仕事をしていく上で様々な会社とのサプライチェーンの中で仕事が行われているということを念頭に置いた上で、関係する企業と一体となってBCPの検討、策定が行われているということ。

また、左下にありますが、工場の場所によっても関係企業との関係、立地条件等々は様々違いますので、そのような特性を踏まえたBCPをきちんと設けていくという一歩先に進んだような取組が行われているといった事例になります。

以上が事業継続の観点での説明となります。

最後に、47ページから物流につきましての御説明をいたします。

48ページ、物流とは。こちらのほうはもう御案内のとおりでございますが、国内貨物の輸送量につきまして、自動車、さらには重いものにつきましては海運あるいは鉄道といったものが大きな役割を果たしているということになります。

49ページです。これからの説明にあたって、物流体系について改めて認識を共有させてください。まず、物流体系全体の話となります。上のほうにメーカーから消費者までのということで、それぞれ灰色、黄色、青、緑とありますが、工場のほうで生産されたものについては、メーカーのほうで一時的に物流、保管等々した後に、卸のほうに基本的には運ばれて、その卸のほうで様々なニーズ等に合わせた仕分け等々が行われているという話になります。一方で、近年では、小売業につきましても一定量の在庫を確保するといったことを前提としながら、DCセンター、Distribution Centerが設けられて、メーカーから直接輸送が行われているという取組が進められているようです。

今度は卸業の物流体系に着目します。50ページを御覧ください。卸のほうにつきましては、目的あるいは相手方に応じた形で様々な形態のセンターが設けられております。業態の違いに着目して、エリアの概念で様々な商品の出荷に対して対応可能な汎用型物流センター。あるいはスーパーマーケット、コンビニといった業態の似たものをグループ化して対応する業態対応型。さらには特定企業の専用という形で、これは大規模な取引が行われていることが前提になろうかと思いますが、特定企業専用型といったもの。さらには一括物流を行って、複数メーカーの商品を取りまとめて一括して各店舗に輸送する共同物流型。一番下、小売業の形態等の多様化に合わせて、卸業の物流体系も様々な形態を変えてきているといった事例になります。

先ほど申し上げました小売業につきましても、Transfer Center、在庫を持たないいわゆる通過型と言われるような、来た荷物をそのまま在庫することなく、さばいてすぐに転送する、こういったセンターも設けられているということでございます。

次に51ページ、小売業のところになりますが、こちらにつきましても大きく分けると、既に検品が行われたものとこれから行われる必要があるもの、こういったものに合わせまして形態が設けられているという話になります。総量納品型、店別仕分け型等々ありますが、やはり様々な形態があるという話になります。

52ページを御覧ください。我が国における産業の分類を面積図で表しておりますが、やはり産

業は様々な形態があって、また、それぞれの中に様々なサプライチェーンがあるということ。もう様々ばかりでございますが、それだけ複雑だということになります。

53ページを御覧ください。我が国における産業の特徴とあります。これはいわゆるハザードを踏まえたリスクの話になります。1次産業、2次産業、3次産業と分けはありますが、1次産業を御覧いただくと、特に目立つのは南九州のほうです。農業が盛んである鹿児島県あるいは宮崎県とありますが、ここが今回この議論の行われている南海トラフ地震のリスクのある地域ということ。また、愛知県についても色が塗られているという話です。

2次産業、いわゆる製造業、建設業でいきますと、東海エリア、ものづくりというふうなエリアについて色が濃くなっているということ、首都圏に至ってという話になります。

さらには3次産業、情報、通信、金融等々のサービス産業につきましても、東海から首都圏に対して色があるということで、南海トラフ地震と関わりのある地域に産業がたくさん分布しているということになります。

54ページを御覧ください。これは東日本大震災の際の物の動きにどのようなことがあったかという話になりますが、特に自動車をはじめとするような輸送用機器だとか半導体、様々な部品を設けるような電子機器の支出が大きく落ち込んだというふうにあります。やはりサプライチェーンが断裂することによって生産がダメージを食らったという話と、そのようなことが日本の中で起こっていることを踏まえながら、諸外国のほうも、いわゆるセカンドサプライヤーを確保するといった一社依存対策の見直しを行われたという話。これはファクトとしての報告になります。

次に55ページになります。平時における物流と災害時における物流とあります。この図はいろいろなつながりがあるという話の中でございますので、荷主、物流事業者、それぞれ単独ではなく、お互いに連携して対策を進めていく必要があるといったことを述べているところでございます。

56ページです。今申し上げましたようなサプライチェーンを通じた産業同士の相互依存関係というふうにあります。サプライチェーンを通じて相互依存関係にある、これが各種産業の話になります。先ほどはメーカーの話から入りましたが、そのメーカーの生産に必要な材料、そこに至るまでも含めた、様々な仕入れ段階も含めたような産業全体を考えていく必要があるのではないかと。右側の東日本大震災で明らかとなったものとして、特に自動車メーカーにおいて関連産業全体に波及する、いわゆるダイヤモンド構造といったものが存在するのではないか。図にありますように、Tier1、Tier2というふうにあります。2つのTier1が、実は同じTier2のほうから部品等々の供給を受けていたという話。すなわちTier2が1個壊れることによって完成車メーカー2つが影響を受けるということ。相互に関連しているということ。このようなことも踏まえまして、サプライチェーン全体を考えておく必要があるということになります。

57ページになります。こちらはこれまで説明してきた内容になりますので、飛ばさせていただきます。

58ページです。今度は食料に着目します。食料のほうは2つ特徴があります。1つはやはり生産者が存在するという。一番左のところになります。あるいは農協の存在。その上で、食料

そのものがそのまま流通するのではなく、それ以外にも真ん中のところ、食品製造業者とありますが、いわゆる加工業が卓越しているのがこの食料供給サプライチェーンの一つの特徴だということになります。原材料、梱包資材等、そういったものも関わってくるという話になります。

59ページを御覧ください。食品製造業の安定化に関連する具体事例とありますが、乳製品製造業、こちらは東日本大震災の際には搾乳機や貯蔵タンクが使用困難となった。さらにはガソリン不足があった、港湾閉鎖があった、こういった様々な要因によって乳製品製造に直接的ではなく間接的な被害が様々出てきたという話。その他、パン、しょうゆ、カップ麺等々につきましても、一つ一つのけががいろいろなところ、全体に大きな影響を及ぼしたという事例を掲載しております。

60ページです。農産物・食品流通の現状というふうにあります。輸送手段の話になります。地域それぞれに作られる農産物・食品につきましても、トラックによる輸送が97%を占めるということが一つの特徴になります。また、生鮮食品という特徴もあって、いかに早く運ぶかということが課題になる一方で、出荷量が直前まで決まらない、あるいは荷下ろし時間が集中するという特性があって、待ち時間が長いというタイムロスの要因もあるという話になります。産地が消費地から遠く、トラック輸送がゆえにということもありますが、その分長距離輸送が多いというような事例もあるといったこと。こういう課題の中で様々な道路整備、ネットワークの強化等も含めた取組が行われているという話になります。

次に61ページです。卸売市場の役割というふうにあります。卸売市場は生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラとしての役割を果たしていて、青果の5割強、水産物の5割弱が卸売市場を経由しているという話が特徴になります。

62ページです。その市場が老朽化しているという話になります。全国で65の市場がありますが、そのうちの半分ほどにあたる29市場について、40年以上が経過しているというような実績になります。

63ページを御覧ください。今申し上げましたように、食料品のネットワーク等々を考える上での重要な卸売市場の重要性に鑑みて、いわゆる耐震化だとか安全な場所への移転、さらには非常用電源等のストックの確保に向けた支援策が設けられているという話になります。

64ページを御覧ください。そのような中央卸売市場の配置状況なのですが、65のうち南海トラフ地震のリスクがあるような宮崎県から高知県、徳島県、和歌山県、愛知県、静岡県といったところにも市場が存在しているということになります。

65ページを御覧ください。一方で、先ほど申し上げましたように、流通につきましても徹底的な効率化等々が進められております。その結果として、下の青枠を御覧ください。食品ロス削減といった話もある中で、いわゆる在庫といったものを徹底的に減らす取組が進められた結果、防災面で見ると、余剰在庫がないということなので、災害時に使える備蓄が従来より困難になっているという実態があります。一方で、「防災のことがあるんだから」ということで業者のほうにお願いすることは、非常時に備えて在庫を増やすことそのものが負担になる可能性があるということ。そんな中で、例えば、流通在庫備蓄として、動的に平衡を取りながら自治体等が購入した

上で流通ルートに乗せていく等の事前準備が必要ではないかといったことが言われているという状況でございます。

次に66ページです。鉄道物流の災害時への今後の取組の方向性について。輸送において大きな役割を持つ鉄道におきましても検討会を設ける中で、輸送障害といったものができるだけ起きないようにどうするかといったことで、自身の役割を踏まえた検討が行われているということで。輸送障害発生可能性の高い線区を洗い出して、そこで具体的にどんなことをやったほうがいいのか、拠点駅の強化、あるいは場合によっては代行輸送といったものをしっかり備えておく、このような検討が行われているという事例になります。

67ページです。モーダルシフトの話です。環境負荷が小さいといった観点で、鉄道あるいは船舶の利用への転換がこの20年、30年と進められております。これはこれで大事ということになります。一方で、例えば港がいざ使えなくなった、あるいは線路が被災したとなると、こういったものが使えなくなってくる。そのときの代替手段をどうするかという話です。いわゆる車となると小回りが利きますし、あるいは代替ルートも比較的確保しやすいといったメリットもある。平時と異常時のトータルで物事を考えていく必要があるのではないかということになります。

68ページです。北九州市における取組なのですが、ストックポイント、これは産地からの農産物を一時的に集めて大ロットで消費地に輸送するための共同物流拠点、こういったものを北九州だけではなく、佐賀、大分との組み合わせで取組を進めているという事例になります。

69ページ、これはモーダルシフトの一つの事例ということで、北九州市等々の今の取組を紹介しております。

70ページ、これは政府の取組になります。物資支援の計画概要とありますが、南海トラフ地震における基本計画に基づく具体的な応急対策活動に関する計画の中で、備蓄といったものについての取り決めも行われております。いざというときに、我々は平時から備蓄をしております。その一方で、発災した直後については、どこでどれぐらいのニーズがあるのかということ、やはりニーズがなかなか出てこない。そのような中でも、プッシュ型という形で被災地に緊急輸送をまず始めるという話。一方で、被災地においては、その周辺においてあらかじめ一時的な受入れの拠点となる広域拠点といったものを平時から決めておいて、そこに目がけてプッシュ型で運ぶ。その確保の間に地元のニーズを整理して、その拠点から個々の被災地のところにきめ細やかに必要な支援を行っていく。こういった体制が整備されているところでございます。

71ページにつきましては、以上のような制度について説明をしているところでございます。

72ページも同様の話になります。国のほうで物資関係省庁であります農水省、経産省、あるいは厚労省といった役所に対して調達要請を行い、それぞれの機関が平時から調達先とのネットワークを確保して、いざというときに様々な取組を行っているということになります。

73ページです。都道府県と物流事業者団体との災害時の協力協定の締結状況ということで、着実に進んでいるということになりますが、一番下の物流専門家の派遣協力協定といったものについて、まだ一部で取組が続いているところがある話になります。

最後に74ページです。主要7品目も含めた主な物資につきまして、役割分担、あるいはその担

当省庁が関係業界団体と平時からネットワークをつくることによって確保を行っているという整理になります。

説明は以上になります。

○福和主査 どうもありがとうございました。膨大な量の御説明をいただきました。

引き続いて、入江様より資料2-2を使って御説明いただきたいと思います。

○渡邊委員代理（入江道之様） イオンでございます。よろしくお願いいたします。

先ほど御説明があった内容に沿って、私どもの過去の災害対応事例を話題提供としてという御要請がございましたので、つたない内容になるかもしれませんが、東日本大震災から直近の台風に至るまでの主だった事例の御報告、紹介をさせていただきます。

次をお願いします。

本題の前に私どもイオングループについて少し紹介だけさせてください。

次をお願いします。

こちらは私どもイオングループのグループビジョンを書かせていただいております。実は30年ほど慣れ親しんだ理念があったのですが、去年それを若い人が集まる形で新しいものにつくり替えて、今年から浸透しているという内容でございます。私どもが実現したい未来ということで、言葉としては「一人ひとりの笑顔が咲く未来の暮らしを創造する」ということを掲げさせていただいております。

次をお願いします。

事業でございますが、スーパーマーケット、ドラッグストア、あと金融、不動産ディベロッパーなど主だった8つの主要事業で構成をいたしております。会社の数でいきますと約300社で構成をする総合小売事業ということでございます。お店の数では約1万7,000店舗、従業員数では57万人というような形でございます。

次をお願いします。

こちらは私どもイオンの防災についての取組のイメージ図でございます。私どもは小売業でございますので、地域の生活に密着する事業ということではありますがゆえに、災害などの有事の際には、地域のライフラインとなるべく行動することが必要であり、求められているというふうに考えております。また、国の指定公共機関としても指定いただいておりますので、有事の際は、事業が持つ資産やノウハウをフルに活用して、地域の皆様に貢献することが使命というふうに考えております。

以上が簡単な私どもの紹介で、次から本日報告の本題について御説明を申し上げます。

次をお願いします。

内容は主に物流、サプライチェーンに関しての事例ということになります。平時の物流は主にメーカーさん、もしくは市場から調達した商品を直接または卸を通じて弊社の物流センターやお店のほうに配送いたします。商品の発注については、今はもうほぼ自動化されており、また、物流センターについてもそのオペレーションは仕分けの自動化みたいなことが進んでおりまして、かなり効率化が進んでいるという状態です。物流はこのように高度にシステム化が進んでおりま

すが、逆に、災害などにより、ひとたびこれのどこかで目詰まりが発生しますと、全てが止まってしまうというもろさ、危うさも同時に抱えているという現状もございます。大きな地震が発生した場合は、メーカーさんの製品製造が止まったり、物流センター自体が被災して動かなくなったりということをこれまでも経験しております。そのため、元の状態に戻るまでは、ほかの代替手段を用いて物の流れをつくっていくということになります。

その例として、こちらは2011年の東日本大震災の事例を簡単ながら書かせていただいております。このときは東北エリア内での水の供給が十分にできなくなりましたので、急遽、大阪からJR貨物の輸送の力を借りて秋田まで運び、また、我々の関西の物流倉庫にストックしておりましたプライベートブランドのレトルトごはんをいち早く、こちらはJALさんの協力をいただいて伊丹空港から青森空港まで運んでいただいた。それぞれ秋田、青森からは、私どもの物流網のトラックを使って仙台などの被災地に運んでいったというようなことをやっております。

次をお願いします。

肝心な商品そのものにつきましては、国内では製造業が一時ストップをしたりして、なかなか国内での調達がままならないということが一時的には多発いたしますので、国外からの調達ということも短中期で重要になります。先ほど申しましたとおり、国内の物流網が一つでも被災いたしますと、商品の供給がままならぬということになります。一方で、災害時であるからこそ需要が高まるという商品もあります。水がその代表的なものになりますが、当然のことながら水は被災エリアでは一気に需要が増します。一方で、非被災地、被災をしていないエリアにおきまして、御家庭やそれぞれ御自身のその後の保全のために買い増し需要というのも短期的には一気に高まり、結果、全国的に物不足が出るというような場合もございます。直近ではコロナのマスクなどもその一例といえます。

私どもイオンでは、過去の災害の経験値から、震災が起きますと即座に国内調達では足りないと想定する商品につきましては、その必要数を国外から調達する体制をあらかじめ整えております。東日本大震災のときも需要の高い商品を海外から調達いたしました。今御覧いただいているのはその事例ということで、中国からはティッシュペーパー、トイレットペーパーなど、フランス・韓国・カナダからは水、タイからはツナ缶、チリからはサーモン、オーストラリアからはタマネギ、ニンジンといったものを緊急で輸入したというようなことでございました。

次をお願いします。

続いて、こちらは平成28年、2016年の熊本地震の際での事例でございます。民間の会社同士の連携で物流網をスピーディーに築き、被災地に物資を何とか運んだというような事例でございます。これもJALさんとの取組ということになるのですけれども、JALさんにつきましては、地震が発生した直後から、私どもの本社の対策本部に職員の方々、確か5名でしたが、1週間ほど常駐いただいて、緊急物資の空輸調整をしていただきました。このときは、熊本市から要請がございました毛布について、地震発生の日には特別貨物チャーター便を伊丹空港発で手配いただいて、計3,000枚を空輸できたということがございました。さらに、熊本空港に運んだのですけれども、そこから熊本市が指定をされる場所までの運搬は我々の物流ではできませんでしたので、

この陸送については陸上自衛隊の力を借りて、北熊本駐屯地の隊員の方々にトラック輸送を行っていただき、結果、速やかに求められる商品を着荷させられたということでございました。

JALさんにつきましては、発災後1週間ほどで計49便を手配いただいて、緊急支援物資と、あと我々が現地で販売する商品も含めて合計10万個ほどの商品を被災地に運んでいただけたという事例でございます。

次をお願いします。

これも熊本地震の事例ですが、支援物資以外の事例でございます。右側の写真に載せておりますが、私どもは大型のエアロテントを全国の店舗30か所に配備いたしております。このテントは、被災された方々が一時避難場所として雨露をしのぐという使い方を目的としております。このときは熊本県の御船町というところの役場さんから、被災された方々の避難場所として使用したいとの要請をいただいて、関東エリアのお店に置いていたバルーンシェルターを、これもJALさんに空輸いただいて、同じく陸上自衛隊の方々に現地に運んでいただいたということもございます。商品以外の事例でございます。

次をお願いします。

続いて、少し最近になりますが、2019年の台風15号、千葉県房総半島を直撃した台風のときの事例です。水害の事例ということになりますが、震災時にも同じ対応が必要と考えております事例ということでお聞き願います。

私どもは旧一般小売電気事業者、東電さんであるとか中電さんであるとかという10の電力会社さんと災害時の協力協定を締結させていただいております。当初この協定で想定をしておりましたことは、私どものお店が避難場所、待機場所となった場合の応急の送電を優先的にしていただくというようなことを想定しておったわけですが、この台風15号のときは、千葉県房総エリアを中心に送電網が大被害を受けて、長期の停電に陥るという事態になりました。このとき東電さん、電力会社が必要とされていたのは、被災地での復旧作業の活動ができる場所、拠点でございました。もちろん自治体の地域防災計画には、応急・復旧の場所であるとか、その復旧部隊の中継地点はあらかじめ定められておるわけですが、このとき私どものイオンの駐車場が非常に使い勝手がよかったというのが結果でございました。電力会社の復旧拠点として、車両やテントを我々の駐車場に敷いて野営をいただいて、昼間は復旧作業に勤しんで、夕方、店舗の駐車場に戻ってお休みになると。それを数日間続けておられたわけですが、その店舗では、私どもから食料であるとかトイレを提供するであるとか、あと、打合せのための会議スペースをお使いいただくなどの協力をし、非常に使い勝手がよかったということでございました。ということで、重宝いただいたということです。

私どももこの経験を通じて、私どもの場所、駐車場というものが地域の復興に大いに役に立つのだということも学習し、その後、災害時の復旧拠点として全国各地で同じような活用をしているということでございます。

次をお願いします。

こちらは最後でございますが、平時の震災の取組の報告でございます。これは午後の話になる

のかと思いますが、南海トラフ地震臨時情報発表時の私どもの対応についてでございます。後発地震対象エリアの店舗については、当然のことながらお客様が買物に殺到されるということを想定しておりますが、私どもの悩みどころとしては、臨時情報が発表された場合に、店舗の営業をそのまま続けてよいかどうかという判断が、そのエリアエリア、一店舗一店舗で判断が非常に難しい場合があるということです。特に津波被害の危険があります立地の店舗では、垂直避難や近隣避難場所へすぐに避難ができないお店については営業を前もって休止せざるを得ないということがございますが、一方で、その近隣のお客様は買物を求められたりしてくるという事態にどう対処していくかというところの根拠立てが、まだまだ具体、確定みたいな形で得られていないということで、今、社内の訓練の機会などを通じてグループ各社と相談し、試行錯誤をやっているという状態でございます。

次をお願いします。

以上、甚だ簡単でございますが、災害時の物流の対応ということを中心とした私どものこれまでやらせていただいた内容の御報告でございました。

災害時になって私ども小売業、お店を展開する事業でございますので、最大の役割は、お店の営業継続、あるいは早期の復旧を通じて地域の生活の安定に寄与するということでございます。ただ、御報告いたしましたとおり、サプライチェーンが機能していないと我々店の営業は全くできないということになります。それと、我々だけではその機能を果たすこともできないということでございますので、事例を御紹介させていただいたとおり、今後も行政の方々、あと民間同士の協働の輪を拡大する必要があるというような認識で取り組んでおります。

報告は以上でございます。ありがとうございました。

審議

○どうもありがとうございました。

それでは、ここから55分間、12時まででございますので、できる限り濃密な議論ができればと思っています。

事務局からの説明は大部になりますので、ばらばらに議論するとちょっと難しいかと思いますが、先ほど、金融・決済機能の問題と事業継続の問題と物流の問題の3つに分けられております。イオンさんの話題は、おそらく2番、3番に関わりがあるかと思いますが、イオンさんのプレゼンテーションも含めて議論をこれから始めたいと思います。

まずは最初の金融・決済機能の維持につきまして、皆様のほうから御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

●●委員、お願いします。

○●●です。

金融・決済システムの前のところにも係ってしまうのですが、5ページのところで前回の第2次報告の直接的な経済被害想定の数値があるのですけれども、多分これを今回見直されるという

ことで、被害の想定が変わったことによる部分と、それから物価や資材とか人件費の高騰による部分を分けて報告していただいたほうが、今後、物価や人件費の高騰でどう変わるかということがイメージしやすいと思うので、やっていただきたいということでお願いしたいと思います。

金融・決済システムについては、最近の全銀システムの不備がありまして、あれができないのに何ができるかなと、申し訳ありませんけれども、本当にそういう危惧を抱いたのです。決済機能も結局キャッシュレスに関係するところなのですが、皆さん最近キャッシュカードを非常に使っていて、災害時のキャッシュレス機能がどういうことになっているのかというのは、使っていないらっしゃる店舗の方も、利用者の方もほとんど知らないで使っているらっしゃると思うのです。実際に特にQRコード系のものに関しては、30ページのように統一規格を一生懸命進めているということなのですが、やはりなかなか、実はこのステッカーをあまり見かけることがなくて、特に若い人ですとか外国の方ほどこういったスマホ型の決済システムに依存されているので、こういったことを進めていただくと同時に、そういった方々に対しても、早めにこういった決済機能でこういうことをしてくださいということをしっかりお伝えいただかないと、多分すごく混乱したり、逆にそういったスマホに依存される方々が誤った情報とか不確かな情報を発信しやすいということなので、この部分については、ぜひ決済システムの強化とともに取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○どうもありがとうございます。

まず最初に御指摘いただいた5ページ、6ページのところ、これはまだすぐには出てきませんが、これから事務局のほうで被害想定をされた結果が出てきますが、2つのものが出てくると思います。1つはフォローアップとして前回から今回までにいろいろな対策によってどう変化したか。そのときに物価の問題も加味しながら出さなさいということですのでよろしいですか。それはそういった注意をするということですのでよろしいでしょうか。

○検討いたします。

○それから、2点目は、デジタルのときにも議論をしたことだと思うのですが、こういった金融のシステムの情報、デジタルの情報の世界が一体どのぐらい頑強なのかとか、それが途絶えたときにどうバックアップができるかということについての御指摘で、ここはどうしましょう。金融庁さんもいらっしゃっていますし、それとも●●委員が何かフォローされるのかとか、見合いっこしながら。

せっかくなので、金融庁さん。

○金融庁です。本日はありがとうございます。

先日の全銀システムの件は、私たちもびっくりしたところではあるのですが、全銀においても、まさにバックアップの冗長性を持たせるような、災害に強い体制を構築していくということで、全銀だけではなく、各銀行においても、各取引所においても災害対策に向けて構築を頑張っていると、そういう情報を私たちもいただいて共有しているところでございます。

○メガバンクのコンピューターシステムも時々うまくいかなくなることもあるので、そのことも

含めながら、前回、●●委員がおっしゃったように、いろいろなものが透明化し過ぎてしまっていて実態が分からない中、こういったものに頼り過ぎている社会なので、途絶えたときにどうするかということについても議論が必要だという御指摘でよろしいでしょうか。キャッシュレスのことも含めて。

○最初の銀行のことで関連してなのですが、15ページの金融機関における業務継続に向けた取組状況で1点気になることがあります。最近の傾向として、金融機関は大分ネットワークに移行しているように思うのです。窓口を見ても、もうほとんど人がいなくなって、決済も全てインターネットを通じてやってくださいというふうにシフトしていると思います。ということで、以前との違いにおいては、かなり人員が削減をされているように思えます。それを踏まえますと、例えばBCPの策定ですとか、あとは訓練について、それが何年前かとの違いにおいてどれだけ加味されているかというのが少し気になるのかなと思いました。

もう一点が決済システムについてなのですが、どこで全体を見ればいいのかあれなので、例えば20ページを参考にさせていただきますと、POSシステムを例に取ってお話すると、10年前、20年前との違いというのは、POSシステムもかなり簡易なシステムに移行しているように思うのです。例えばイオンさんとか大きなところはかなりしっかりしたシステムを入れていらっしゃると思うのですが、個人の小売業者を見ると、iPadを置いて簡易な無線でつながみたい、かなり簡易なPOSシステムを入れるようになっていると思います。以前の状態においては、POSシステムはPOSシステムとして、しっかり店舗の方もネットワーク業者の方も認識をしていて、それに対して修復を行うというようなことをしていたのですが、ちょっとその意識がなくなるというのと、以前デジタルのところで申し上げたソフトウェア化というのが大分進んでいるように思います。

どの程度の割合で新たなPOSシステムが入れられているかというのは調べていないので分からないのですが、そういった変化がこの決済システムの仕組みの全体にどれだけ影響するのかですとか、ほかにもこの決済システムの全体像で、どのあたりは以前と変更があるのかというところは、少し意識をしたほうがいいのではないかなと思います。もちろんデメリットもありますし、逆にメリットもあるように思うので、全てが全て問題になるわけではないと思うのですが、どのあたりが変化して変わっていったのかというのは着目すべきかなと思いました。

以上です。

○どうもありがとうございました。

まずはいろいろ便利なものが入ってきたので、人員削減と裏表の関係にあって、万が一これが止まったときに現有の人の数でどこまでできるのかということが、これは銀行だけではなくて、店舗のレジも含めて全部同じかなという気がしますから、そのあたりについては共通の議論ということで、今後の課題にするしかないと感じました。

それから、今おっしゃったことは結構大切で、スマホ依存で非常に簡易にいろいろなことが進んでいるけれども、その簡易なものは、ちょっと脆弱なものに乗っかっている可能性もあるので、そこはどうなっているのかと。これもどこまで調べられるか分かりませんが、事務局

のほうで少し検討が必要かと思います。

最近、通帳も電子通帳になってしまうと、何かが起きたときに通帳を持っていないのにどうやって証明するんだろうと個人的には不安になったりもするのですが、そういうことも含めて、こういったデジタル化に伴って心配な事柄はリスティングしないといけないかもしれませんね。

事務局のほうとしてはよろしいですか。大変過ぎるかもしれないけれども、ちょっと大事なことのよう気がします。

○事務局、●●です。

今日の会合を行う前に、金融庁さんに御尽力いただいて、日本銀行さん、JPXさん、全銀協さん等にヒアリングをしたところでして、今までの話があったように、もうほとんどデジタル化が進んでいる。決済もそうですし、振込もそうですし、あと企業が発行する手形ですかね。電子交換所というものを私も今回のヒアリングで勉強したところですけども、そういったものに至るまで電子化、デジタル化が進んでいるというお話で、正直現金を扱っているのがほとんどないぐらいまで及んでいるというふうに伺っております。

その中で、デジタルの回でも議論したように、個々の利用者や企業までしっかり行き届くような仕組み、取組が必要ではないかということで、何とかまとめていきたいなと。

あと、20ページは事務局から御説明があったように、日銀に関するシステムの流れになっておりますので、なかなか日本国全てにある金融・決済システムを一枚にまとめるとなると、多分、金融庁さんでも持っていないのではないかなと思いますので、そこは他の省庁にも確認しながら、できるかどうか考えていきたいと思います。

以上です。

○どうもありがとうございます。

デジタルは活用できれば活用するに越したことはないのですが、もしもそれが止まったときでも完全に停止しないようにするにはどうすればいいかということをごここでは議論させていただければと思います。どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

●●委員。

○●●です。

大変難しいところを簡潔に説明していただきましてありがとうございました。

今日は3つの柱があって、そのうちの今、一番最初のところなわけですけども、3つに共通することをお願いします。これを報告書に持っていくときに、今日のお話は時間軸がみあたりません。例えば、今は1番目の金融・決済の維持の観点というのでお話いただきましたが、その中で、例えば災害時のキャッシュレス決済の利用に関する問題というのが1つ出てきました。それと同時に、二重債務問題への国の対応ができましたが、そういうのはもっと後の話です。不動産相場への影響というのも参考で出てきています。被災直後の問題ともうちょっと後の問題、半年後とか1年後とかあるいはもっと後、それを仕分けして金融・決済の中でも示していただきたいと考えます。2番、3番、物流の安定化のところでも、政府のプッシュ型緊急輸送のお話と、

もっと後の話も一緒になっていますので、報告書記載のときに、整理いただけたら分かりやすいと思います。これは、お願いします。

○どうもありがとうございます。大切な御指摘だと思います。時間軸で分かるように今後まとめていただくようにお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

●●委員。

○●●です。

今回の報告書で網羅的に全てを表すことは当然できませんので、多分、ポイントになるのは、気づきを与えるというか、どういうことが起き得るから、どういうことを考えないといけないかというためのヒント集みたいなものになるのかなと思っています。そのときに、先ほどの話にあった、特に中小企業さん、中小小売などだと支払いシステムが大分簡易になっていて、これは使えないのではないかとか、その全容は分からないとしても、どういうことが起き得るかというメニューがあると、ちょっと考えやすくなるのかなというふうに思います。

あと、時系列のこともあるのですが、かなりいろいろなところで難しいことが出てくると思うのですが、前から何回かお話をしているように、今起きるのか、これより先（数年後、十数年後、数十年後）に起きるのかということによって、経済状況だったりいろいろなことの深刻さ、あと、人が足りないということの深刻さみたいなものがどんどん変わっていくと。そういうことの影響がこの先どうなっていくのかみたいな、そういったところも起きてからの時系列だけではなくて、発生時点の時系列というところの問題も、特に経済・社会的な問題に関しては大きいのかなと思いますので、その点も入れていただくといいのかなと思いました。

あと、こういう大災害があったときには、元に戻すのがいいのかというと、必ずしもそうではなくて、これを機に新しく変革していく機会にもなっていくという側面も一方であると思うのです。そのときに、どういう方向に進もうと思ったか、これを機会に何をしないといけないのかというのが分かるための何らかの資料になれるといいのかなと思いました。

関係して、今、トルコとかでも大きい地震があって、かなり広域に被害が起きていますね。やはり同じようにデジタル化社会、デジタル化は日本よりも大分進んでいる部分もあるようですので、そういった海外事例みたいなのところでどういうことが起きたのか。日本の被害想定の部分だけではなくて、どういう状況が起きてきているのかというところを併せて示していただくことができる、どういうことが起き得るのかということがちょっと考えやすくなるのではないかなと思っています。

以上です。

○ありがとうございます。

いくつかおっしゃったので、1つは、網羅的にやることはできないので、産業界の方々に気づきを与えるようなアウトプットをしたらどうかということを御指摘いただきました。

2つ目は、いろいろな事柄が起きそうだということをイメージしていただくための被害想定結果の示し方はどうすべきかということで、おそらく定量的というよりは、シナリオでうまく表現

していくことになると思いますから、比較的今のは個々人に近いところのシナリオになると思いますが、そういう工夫を考えていくことがあり得るのかと思って伺いました。

3番目は、大災害後の時代そのものがどう変化するかということについて、国内だけではなく海外の事例もということも確かにそうかなと思いますが、時間の限りがある中でどこまでできるかということはあると思いますが、過去の日本の歴史の変化もありますし、海外での変化もあるので、そこは多少踏まえた形でまとめていくということになるのかもしれませんが。

○特にシステム系とかそういう経済的なところは共通する部分とかもあると思いますので、グローバルな話が出てくると。

○そうですね。災害だけではなくて戦争の問題もあるかもしれませんから、そこは踏まえたほうがいいかなと思います。ありがとうございます。

●●委員から手が挙がっていますので、●●委員、お願いいたします。

○ありがとうございます。3点コメントがあります。

1点目なのですが、10ページ、11ページに出していただいている金融施策のところです。先ほど●●委員からも海外の事例という話がありましたが、今年2月に地震で大きな被害を受けたトルコではインフレが進んでおりまして、インフレ状況を踏まえた金融対策が必要な現状にあります。単純には比較できないと思いますが、資料には為替ですとか株価の変化が記載されていますが、南海トラフ地震が起こるときに日本がインフレの状況にある可能性もあると思うので、現在も取り組まれていると思いますが、デフレですとかインフレを踏まえた金融施策のあり方というのはぜひ検討し続けていただければと思います。

それから、2点目なのですが、金融機関の相互支援についてもお話いただきましたが、災害時、地元の金融機関は被災企業をサポートする上で重要な役割を担っているように思います。ですので、金融機関間の相互支援だけではなくて、それぞれの金融機関が関係している企業へどうやって支援を行っていくのかという面も御検討いただけるとよいと思います。

それから、3点目には、先ほどから話があるキャッシュレス決済の話なのですが、先ほどのトルコの事例でもそうなのですが、災害発生直後は被災地だけではなくて全国的にシステムが使えなくなることが想定されます。全国的にシステムが機能しないときにどう対応するのか。現金受払が機能する仕組みになっているのか、その点も含めて御検討いただければと思います。

以上です。

○どうもありがとうございます。

1点目はインフレ、デフレの問題も取り扱うようにということですが、これはおっしゃるとおりだと思いますから、これは大事なことだと思います。

2つ目は、金融機関の各地域での役割ということで、これもおっしゃるとおりだと思います。金融機関だけではなくて地域の経済団体、特に商工会議所とか商工会のようなものも同じような役割を果たすと思いますから、地域の経済をサポートする機能についてちゃんと考えなさいということと伺いました。

3つ目は、全国でキャッシュレスが動かなくなったときに現金はどれだけ流通できているのか

というようなことは、これは相当深刻な課題かもしれませんが、ここは何か、今、金融庁さんとかで発言されることができれば、発言いただけるとみんな安心感があるのですけれども、これは難しい問題ですよ。課題として残す。

○すみません。キャッシュレスについては所管がちょっと変わってきますので、経産省になりますので、申し訳ございません。

○分かりました。

大事な課題であるということで承ることでいいでしょうか。

○よろしくお願いします。

○事務局、お願いします。

○●●委員御指摘の2つ目の点については、以前、何回目か忘れましたけれども、商工会議所自身が自ら率先していろいろな取組を行っている事例なども御紹介させていただきました。御意見を踏まえて報告書等に反映していきたいと思います。

以上になります。

○では、●●委員。

○私は全く素人なので、国民的、一般市民の立場から質問します。

3つの議論の中で、今、金融・決済機能の維持という非常に大きなくりでやっているのですけれども、これは国民から見ると、金融・決済機能は必ず維持していただかないと困る。つまり、はっきり言って、銀行に行ってお金が払えなくなるような事態に絶対にならないようにするという強いメッセージをぜひ出していただきたい。

それで、このデータを見ると、株は下がるけれども、円は上がるのですね。素人には全く理解できませんけれども、決済機能を維持できなくなったら円は暴落しなければいけないのに、円が上がるということは信用があるということだと私は思っています。東日本大震災のときも、阪神・淡路大震災のときも円は上がったと書いてあるぐらいなので、信用されているわけですから、このまとめ方として、言い方はちょっと悪いかかもしれませんが、地方の中小の信用金庫は潰れるかもしれないけれども、国の決済機能は絶対に維持できるという強いメッセージ。

それで、私はそういうふうに文系の人に国の金融・決済機能だけは維持できると言われてきて、それは例えば電力にしても、通信にしても、極めて強くできているはずですね。ハッキングされないようになっていて、地震なんかではなくて、もっと危ないのはハッカーにお金を取られてしまったり、よくSFの映画とかではありますけれども、そういうことは現実にはないはずなので、それはこの決済機能の維持のところに一つ非常に強いメッセージを出して、それをどうやって維持しているかなんて秘密ですから言う必要はないです。私も知りたくもないですけれども、でも、絶対に維持できると。現に東日本大震災のときも阪神・淡路大震災のときも大丈夫だったというようなメッセージをぜひ出していただきたい。

それと、個人のクレジットカードが使えるとか、ペイペイが使えるかというのは全然違う話ですね。それで、どこかに昔のクレジットカードは紙で処理していたからいいという例があって、あれはなかなかいいなと思いましたけれども、それと国の金融決済機能というのは全然次元が違

うので、そこは報告書のつくり方をきちんと分けていただきたいなと、それが私の意見です。

以上です。

○どうもありがとうございます。

今の点に対しては、事務局でちょっと苦労しながら。

○ちょっとよろしいですか。実際にいろいろな災害が起こって怖いのは、いわゆる取り付け騒ぎ的なことが発生すると、ふだんであれば問題ないのに、一部のところに非常に集中して皆さんが並んでということがよくあって、それがシステム全体を悪くしてしまうというところもあるので、実際ほとんど現金の使用も保有量も皆さん、金融機関さんは抑えていらっしゃる中で、取り付け騒ぎ的なことが起こると非常に難しいので、国の金融システムとしてはしっかりしていても、多分、一部の金融機関で取り付け騒ぎが起こる可能性がありますし、あまり言い過ぎると、逆に現金を保有して、やはり現金は大切だからたんすの中に入れておこうというふうになると、日本経済自体がすぐに景気が悪くなってしまうということもあるので、そこは個人がいかにかちゃんと情報を持って、確かな情報の下に取り付け騒ぎ的な心理不安に陥らないような、そういった仕組みもきちんとやっていくことで経済のシステムが安定するというふうに思っています。

○ありがとうございます。

これまでの議論、いずれも大事なのですけれども、バランスよく書かないとまずいので、それなりにみんなが対策を強化していくということを意識しながら今日の議論はまとめていきたいというふうに思います。

では、次の話題に行ってもいいでしょうか。

○すみません。1点だけ。●●です。

1つお願いと質問です。この資料の中で27ページ以降のキャッシュレス決済の利用に関する検討というところで、データセンターは機能しているという前提でまとめているのですけれども、最悪の場合、データセンターがダウンするというケースもあり得ると思うのです。特にスマホを使ったキャッシュレス決済が非常に普及しているので、それが使えなくなるということについては、皆様御指摘のとおり非常に社会的な影響も大きいと思われます。ですので、民間のキャッシュレス決済のデータセンターの維持、データセンターの例えば東西バックアップといったような手当てが現在どの程度されているのかというのが、もし情報がありましたら御提供いただきたいと思っております。

あと、今日、イオンの入江様にお話しいただいたので、1点だけ御質問させていただきたいのですが、午後の議論につながっていくところなのですけれども、南海トラフ地震臨時情報が出た場合に、どちらの店舗を開き、どちらの店舗をクローズするかというので非常に悩まれたという御発言があったのですが、この訓練をなさるときに、それも含めて、こういうところが難しかったというのがありましたら、ちょっとお教えいただければと思います。よろしくお願いします。

○御質問ありがとうございます。

臨時情報が出た際の対応として、まず、私ども太平洋側にあるお店、これも何千という単位であるのですけれども、お店ごとにそのハザード情報をまず確認しております。それは、震度は

どのぐらい来るのか、もう一つは津波は何分後に到達して、浸水深、高さはどのぐらいのものが来るのかというのを店ごとに設定して、津波の到達時間が例えば30分以内とかというところにあたりまして、そういったお店はもう営業はできない。逆に2時間、3時間後に来るお店、かつ逃げ場所が逃げられるところにあるお店については営業すると。こういった切り口で一応お店ごとに色分けを全てした上で、お店ごとに、うちのお店はこうだよねみたいなことを店の従業員がしっかり認識した上で、いざというときにお客様を誘導云々すると。

こんなことをしておるのですが、悩ましいところは、一応、ハザード情報を公的機関、国から出しているようなものに基づいているのですが、全てのエリアについてまだ完璧に揃っていないというのが最大の悩みですので、こうだろうというように勝手に素人ながら推定で設定をしている店もまだあたりまして、そのへんのデータがまだ揃えられていないというのが最大の悩みで、果たしてこれでいいのだろうかというのは、もうその場その場で考えざるを得ないというふうに今、社内では話をしながらやっているところです。

守るべきは、どちらにせよ従業員、お客様の命でしかありませんので、それが本当に今この想定で守られるのかというのが甚だ心もとないお店もあるというところでございます。

○これは午後の議論になるので、ちょっと午前中に議論しないといけないことが大分残っていますから。

○そうですね。分かりました。すみません。

○先ほどのデータセンターの話については、前回の情報の問題とかライフラインの問題のところでも触れたことですから、それについてはいずれ報告書には載てくことだと思います。

では、次は、事業継続に向けた取組、2番について御議論いただきたいと思います。

●●委員。

○多分、中堅企業は、内閣府さんの調査だと中小企業というくくりがないのだと思います。帝国データバンクさんのほうで中小企業の調査をされているので、そちらの調査の結果を参考として出されると中小企業の状況が分かるかなと思いました。

○ありがとうございます。

○あと追加で、今日の御紹介の中で事業継続力強化計画の認定とかがあるのですが、実際に今までの議論でも、計画はつくっているけれども本当に実効性があるのかという話をきていて、ここで認定状況は出されているのだけれども、実際にこれはどれぐらい効果があるのかというと、実はなかなか難しいのかなと。でも、それを評価するものが多分今はないので、出しようがない部分はあるのかもしれないのですが、認定数だけ出してしまうと、認定していれば大丈夫みたいな印象を受けてしまうので、そこはちょっと注意が必要なのではないかなと思いました。

もう一つは、先ほどの話でも、災害が起きることで社会の仕組みが変わっていくとかいう機会になりますという話をしたのですが、今、日本の企業、特に中小企業は高齢化が進んでいて、事業継承が大きい問題になっているということがありますね。そうすると、本当にそれを継続するのがいいのかどうかということも、基本的に今、継続の話なのだけれども、本当に継続

するのが全て正しいこととか、ありがたい姿なのかというところの一つ議論があるのではないかなと思っています。

そのときに、ありがたい形を出すということは難しいと思うのですが、どういう状況が起きるのかとか、あるいは、これを機会に新しく何かを変えていこうとしたときにはどういうやり方ができるのかみたいな、ありがたい形にシフトしていけるための何かしらの仕掛けをつくっていったほうがいいよみたいな、そういうところにつなげていけるといいのではないかなということの一つ、そういう目線が入ってくるといいのかなと思いました。

以上です。

○ありがとうございます。

まずは中小企業そのものの問題を考えなくてはいけなくて、そのことと災害の問題を一緒に考えないといけないよという御指摘だとお聞きしました。

それから、先ほどの認定制度のところは、おっしゃる面はあって、今はどちらかというと認定書類をつくるための講習はたくさんあるのですが、本当に企業を強化するというようなタイプのセミナーとかはなかなかできていないのが実情だと思いますので、中身の実質をどうしていくかということは、この問題に限らず、おそらく共通して重要なことだと思います。ただ、数字として挙げにくいものなので、そこは御理解いただければというふうに思います。

そのほかいかがでしょうか。

●●委員、お願いします。

○今の●●委員の意見に全く賛同なのですが、過去にも災害やいろいろなことがあったときに無担保・無利子融資というものをやってきていて、ただ、それがしばらくすると、体力のないところにいっぱいお金を貸してあげたとしても、結局その後倒産してしまうという事例が非常にたくさんあります。ですから、事業継続・再生とか違うキャッチフレーズをつけたほうがいいかなと個人的に思っていて、それがちょっと表現としては難しいかもしれませんが、特に金融機関のお話、地元の金融機関なんかは非常に融資もしているので、中小企業の経営実態は個々の企業について非常によく知っていらっしゃるので、そういったところが事業継承だったり、そういったことも踏まえて、より未来に向けてのBCPも踏まえた総合的な支援をやっているところもあるとお伺いしていますので、そういったことをもう少しやっていただくということと、例えば事業の継続が難しくなったときに、M&Aの積極的な支援といったものも入れていくと、少し目線が変わってくるかなと思いました。

以上です。

○ありがとうございます。

地域の信用金庫のようなくところうまく組みながら、行政が、地域経済がちゃんと生き残るような形で、個社も含めながら考えていく枠組みをつくりなさいというのがお二方のおっしゃったことではないかと思いますので、そういう視点を入れていきたいと思います。

では、●●委員。

○今のお話とも関連するのですが、僕は地域の復興を考えたときに、復興できないと地域

社会が致命的なダメージを食らうというような企業もあるのです。先日、千葉のほうの江戸時代から続く老舗の製造業の方と話をしていた、なぜそこで今操業しているかという、そこに装置があるからであると。今の時代においてここで操業することの意味はほとんどないと言っていたのです。その町にとっては伝統のあるものすごくしっかりした老舗の製造業なのですが、こういうところで装置が破壊されると、多分そこでは復興しないのだと思うのです。だとすると、多分その地域は死んでしまう、復興できないという状態になる。だから、そう考えると、事前にBCPの強化のメリハリをつけて、そういう装置系の地域社会に欠かせないような企業に対してはかなり手厚く装置を維持するための支援策があってもいいかなというふうに感じました。

○ありがとうございました。

徐々に地域との関わりという議論に入ってきましたので、そのことは頭の中に入れておきたいと思います。

オンラインで何人か手が挙がっていますので、まずは●●委員、お願いします。

○ありがとうございます。私のほうからはコメントが3つと質問が1つです。

まずコメントの1つ目なのですが、特に53ページに関わる内容かと思っております。53ページに今、分野別の全国シェアの図を出していただいています、例えばこの図をどう使うかということかと思えます。1つ目の項目で、金融・決済の継続という話がありましたが、日本の国全体の経済の継続という視点が非常に重要かと思っており、これはちょっと事前打合せでも申し上げたのですが、いわゆるBusiness Continuity Planの国全体版でNational Continuity Planというような形で、この国全体の経済の継続を多様な産業を踏まえてどのような戦略でやっていくかということを南海トラフ地震のような甚大な災害の際には検討が必要で、そのための産業復興の事前準備は何ができるかということを官民共に考えていく必要があるかなと思いました。

2つ目のコメントは、先ほどイオンさんのほうから非常に有益な事例を御紹介いただきました。特に私が素晴らしいと思ったのは、民民の連携を積極的にしていって、という点です。今回のイオンさんのようなダイナミックな民民の連携も当然重要な点だと思うのですが、平時の段階の私たちの民民の連携で、いわゆる災害予防だとか防災という段階の民民の連携を行政がもっとどんどんサポートして、平時に民民で連携しておいて、災害時によりそれが効果的に機能できるような、そういった接点をつくっていくということを行政側がサポートしていくことも重要な点かと思えます。官民連携は当たり前で、民民連携をどうもっとバックアップしていくかということが国全体の防災力向上につながるかと思えますので、それは企業同士でもそうでしょうし、企業と住民、企業と地域コミュニティというところも入るかなと思います。ちょうど●●委員が前回、耐災害性能というお話をしましたが、こういった耐災害性能を有する消費をどんどん後押ししていくというようなことも、この民民連携の一つかなと思います。

3つ目のコメントは、特にBCPそのものに対する課題です。今日の●●委員からの御指摘の中でも時系列というお話がございましたが、現在のBCPでは、どうしても災害発生直後とか、何か発生した直後といったような急性期のことだけに着目されがちです。ただ、本来のBCPというの

は、その企業が自分自身の会社をどのように永続的に継続していくかということを考えるので、もっと中長期的な視点も重要になってきます。こういった中長期的な視点の検討をBCPの中でも促すような形ができると、より今日の議論というところにもマッチするかなと思います。

最後に1点質問なのですが、今日の資料で言うと52ページにRESASのデータを出してくださっています。私も研究でこのRESASのデータを使わせていただくことがあったのですが、これも既に改善されているかもしれないのですけれども、数年前、ちょっと凝った検討をしようとする、すぐ、個別データはどこどこから購入してくださいというような形なのですね。検討の入口としてこのRESASは非常に便利なのですが、例えば、より地域に特化した検討だとか、地域間の連携の細かな検討だとかをしようすると、データがすぐに入りづらい。経済分野のデータはえてしてそういう感じで、企業間の取引のデータについても帝国データバンクさんとか東京商工リサーチさんから100万単位のすごく高い金額でデータを買わなければいけないという現状があって、経済データの整備そのものが例えば国土数値情報並みになれば、もっともっと経済的な災害時の状況の研究だとか検討、またBCPの活用とかもしやすくなるので、そういった経済データの整備についての今後の方向性について、ぜひ教えていただきたいなと思いました。

以上です。

○たくさん御発言いただきましたので、まずは日本の経済全体についての視点が必要ではないかと。これはおっしゃるとおりですから、特に南海トラフ地震ではそれは大事だと思います。

それから、2つ目の民民連携、これもおっしゃるとおりです。それぞれの地域の中での民民連携もありますし、イオンさんのように日本全体での民民連携も必要だと思いますから、これも必要なことだと思います。

それから、BCP、長期的視点でということもおっしゃるとおりだと思います。

最後のRESASの話は、ちょっとこれは総務省さんの話でもあって、なかなか。

○内閣府の地方創生室です。

○内閣府ですか。その話は承りますけれども、ここで直接何か回答できることではなさそうなので、後ほどということよろしいですか、●●委員。

○ありがとうございます。大丈夫です。

○まだ何人か手が挙がっていますから、●●委員、お願いします。

○ありがとうございます。●●です。2点コメントがあります。

1点目ですが、被災地の企業の業務継続において何よりも大事なのは、やはり雇用確保の問題で、この前のところでも御説明いただいているのですが、広域避難というのが雇用確保に及ぼす影響も御検討いただいているのですが、それに加えて、東日本大震災のときですと、やはり復興まちづくりに時間を要したことが企業の再建を難しくして、雇用確保を難しくしたという状況もあったと思うのです。なので、復興との絡みで雇用確保をどうやってしていくのかというのは、もう少し御議論いただくといいと思います。

それから、2点目は、今、●●委員もおっしゃられた民民間の支援の話なのですが、今日、イオンさんから御紹介はあったのですが、民民間の支援を調整する仕組みですとか、官民の民間セ

クターとのやり取りを調整する仕組みというのがまだ十分に整備されていない状況なのではないかと思います。ですので、そういう体制づくりについても併せて御検討いただければと思います。

以上です。

○どうもありがとうございました。

雇用確保の中に復興の視点を入れるようにということはおっしゃるとおりだと思いますから、それは気をつけていきたいと思います。

それから、民民連携のことはおっしゃるとおりですから、これも先ほど●●委員から御指摘いただいたとおりだと思います。ただ、各地で民民連携をするような仕組みはちょっとずつでき始めているので、それを後押しするような仕掛けが必要なのだろうというふうには思います。本来は地域の経済団体の方々も頑張っていたけるといいのだろうなというふうには感じております。

もう一人オンラインでいらっしゃるので、●●委員、お願いします。

○2点あります。1点目は43ページなのですがすけれども、グループ化補助金について、宮城県独自の制度という形で御紹介があるのですけれども、これはどちらかというと上段の○のグループ化補助金そのものの説明であると思いますので、4分の1の追加分が宮城県の独自の制度なので、ちょっとこれは資料としては修正していただいたほうがいいかなと思います。

あと、この点についてなのですがすけれども、グループ化補助金というのは、被害が大きい場合、タイミング的に直後は制度を活用しにくいという若干の問題があって、これはなぜかという、事業再建の見通しがついていないというのが前提になっている制度で、福島県とか特に被害が大きいところは出しにくかったというのが結構いろいろな課題としてあります。ですので、あくまでも一つの制度にしかすぎないと思うので、このプラスマイナスの点なども含めて記載いただければというふうに思います。

2点目なのですがすけれども、56ページになります。これは東日本大震災において自動車産業等の生産高の低下につながったという形でダイヤモンド構造のことが説明されているように読めるのですがすけれども、ダイヤモンド構造で一番最初に議論になったのは、新潟県中越沖地震のリケンのパistonリングがキーパーツになっていて、これが全国の自動車産業の製造を止めてしまったというふうなことだと思います。どちらかというとダイヤモンド構造そのものの話というよりは、シェア率の高いキーパーツを製造している企業が1個でもあると、世界的、全国的に企業の製造を止めてしまうということのほうが本質かと思いますが、ここのところは大災害ということを前提とするよりも、小規模な災害でも起こるというふうなことと、あと、その影響が全国、世界に波及してしまうということだと思うので、ちょっと修正いただいたほうがいいかなと思いました。

2点、以上です。

○どうもありがとうございます。いずれも資料上の注意だと思いますので、これは反映させていただくようにしたいと思います。ありがとうございました。

●●委員、お願いします。

○BCPを企業がどのくらい策定しているかという資料は頂いているのですが、私の理解では、例えば、介護事業所は2024年4月からBCP策定が義務化されたと言われています。これは厚労省の法律に基づいて義務化されているのですが、ほかの企業については推奨するとかというようなことなので、必ずしも義務化ではないですね。

それで、1つ質問は、なぜ介護事業所だけが義務化されて、ほかの業種は義務化されなかったのかというのは、どこかで議論されたのかなと。どこかの審議会でされたのでしょうか。介護事業所のようなところは中小でも全部しなければいけないということになったので、もしかすると、ほかの業種についても義務化しなければいけない業種があるのではないのかというのを防災の観点から総点検していただく必要があるかなと思います。例えば町のクリニック、病院は、やはりBCPがないと困るかなと私は思いますけれども、義務化されているとは聞いていません。それが1つのポイントで、質問とコメントです。

もう一つは、BCPと言ったときに、国際規格で言われているBCPというのはものすごく大変なものなのです。それで認定できるようなBCPをつくること自体がものすごく大変なことなので、町のクリニックが到底できるとは思えないぐらいなのですが、おそらく厚労省が言っているBCPというのは、必ずしも国際認定を受けたようなBCPではないのではないかなと。これは私の想像なので、ちゃんと調べているわけではないのですが、だから、このBCPという言葉の使い方も少しきちんとしていただいて、ただ、基本的に社員の命を守って、家族を守って、それで必要な事業、その業種にとって優先順位をちゃんとつくって事業を継続するという計画をつくること自体は非常に重要なので、BCPを推奨すると言ったときに、国は非常にいろいろないいガイドラインをたくさんつくっておられますので、そこらへんを少し整理して、ここで言っているいわゆるBCPをもっと普及する必要があるかなと思います。

だから、1つは義務化する業種を増やすことができないかということと、それから、もっと言うなら、BCPをもっと簡単につくれるように。つくったけれどもちゃんと実行されていないという御意見はもちろんあるけれども、まず、作りもしなければ話にならないので、実行しやすいような形のBCPを日本独自のものでもいいからつくっていくという努力を少しすることが必要なという、これも質問とコメントです。

以上です。

○どうもありがとうございます。

先ほどの介護施設と医療施設については、前回ちょうどBCPの策定については議論しています。残念ながら医療施設のほうは義務化されていないという議論も前回したところです。その他の様々な業種に関してどういう指導がされているかというのは、一度調べておくといいかもしれません。ただ、そんなに厳しくは指導されていないというふうに思います。

では、事務局。

○事務局でございます。

介護事業所がなぜ入ったかというところについて、どういう場で議論をして介護事業所は義務

化しようかということを経験したかというのは、厚労省ともよく確認をさせていただきたいと思っています。少なくとも、私ども計画担当で事業継続ガイドラインのあらゆる業種に通じるようなガイドラインを策定しておりますけれども、その中では、どこの部分を義務化していくべきかという議論をしたような痕跡は残っていないので、そこは御指摘をしっかりと踏まえて検討していく必要があるかと思っています。

それから、もう一つ、BCPの実効性を上げるために、まずはつくりやすい、努力をしていただけるまず一步を踏み出していくための取組が必要だというのは、まさにおっしゃるとおりで、そのために私どもはガイドラインを平成17年の初版から5回にわたって改訂版を出していますけれども、それが分厚いということもあって、届くところには届いているのですが、なかなかつくろうというところには一步踏み出せない状況もあるという問題意識を持っておりまして、ここをより、何とかつくってみようかといま一度思っていただけの簡易版のようなものの作成に今着手しておりまして、それもできるだけ早く世の中に出していければなというふうに考えてございます。

○ありがとうございます。

せっかく中小企業庁さんが御参加いただいていますけれども、何かコメントされますか。

○特にございません。

○予定どおり12時になってしまったのですが、あと1分あるので。

では、●●委員。

○●●でございます。

●●委員や●●委員のおっしゃったことが非常に気になるというか、私も同感だという思いがあります。東北各地の復興状況などを見ているときに、復興計画を立てて10年、12年とかかってやったわけなのですが、復興はしました、人は戻ってきませんでした。もしくは住民の意識というのは、自分が10年たてば10歳年がいくという認識はなくて、元の生活に戻してほしいという、これだけなのですよ。でも、実際に10年かかれば10歳年を取り、嫌な言葉ですが、もともと限界集落などと言われていたところが、形は整ったけれども、人は戻らなかったみたいな状況になるときに、産業についても同じようなことが言えると思います。

●●委員も●●委員も御指摘のように、地域の中小企業にBCPを立てろというのは若干無理があるなという感じもしているのです。そして、被災を機に事業をこれで畳むというようなことも現実問題実際に出てくるはずなのです。こういう事業者単位のBCPを考えることに加えて、それも重要だとは思いますが、地域の産業政策として、被災後の地域産業の構造計画というのか、復興計画のように被災した後の地域の産業構造はどうなっているのかと。被災を前提にした地域の産業構造の展望というのを各自治体がやはり考えていくべきで、●●委員御指摘のように、どうしてもこれだけは残そうというような計画的に残すものもあるだろうし、現実問題を見据えたときに、これを契機に、高齢化も進んで従業者も継続する人もいないし産業構造も変わったしなどということを考えながら、被災後の産業構造を自治体として戦略性を持って検討していくというような計画も、事業者ばかりにBCPを求めるのではなくて、被災後の地域の産業構造の

展望を各自治体が考えていくような計画策定も自治体には求めていかなければいけないのではないのかなと思うのですけれどもという意見です。

○どうもありがとうございました。非常に重要な視点で、今回の新しい国土強靱化基本計画のところでもまさにそういう議論がされていて、地域の防災力強化というところの中に、やはり産業のことも入れないといけないので、今のような話、ここでも受けないといけないと思いますけれども、強靱化の流れの中でもっとそういったことの議論がされていくことが望ましいのではないかと思います。

今日はここまで2つの課題について議論しましたがけれども、いずれも南海トラフ地震だけではなくて全てのことについて共通することだと思えますから、ここで課題としてまとめつつ、そのボールを別のところで受け取ってもらえるようにしていくことが肝要かと思えます。

3つ目の課題が残ってしまったのですけれども、3つ目は比較的短めにやらないと午後が苦しくなりますので、皆さん、指摘を午後される方は、簡潔にしゃべっていただく準備をこの1時間の間にしておいていただけると午後の議論の効率が上がるのではないかと思いますので、一旦ここで休憩を挟んで、13時ちょうどから再スタートさせていただくようにしたいと思います。

事務局のほうはそれでよろしいでしょうか。

○委員の皆様、ありがとうございました。

午後の部ですけれども、今、委員からお話がありましてとおり、予定どおり13時から開始したいと思えますので、引き続きよろしくお願いいたします。

オンラインで御参加の委員におかれましては、このまま接続いただいても結構でございますし、一旦終了いただいて、午前の部と同じURLに再度接続いただいても結構でございます。

それでは、休憩に入らせていただきます。

(休憩)

○それでは、定刻となりましたので、午後の部を開始させていただきたいと思えます。

午後の部の出欠状況につきまして御報告いたします。

磯打委員、越塚委員、田嶋委員は、所用により欠席となっております。

また、濱田委員、渡邊委員は、午前中より引き続きとなりますが、所要により御欠席のため、代理といたしまして中岡誠二様、入江道之様に御出席いただいております。

それでは、以下の進行は福和主査にお願いしたいと思います。福和主査、よろしくお願いいたします。

○それでは、午前に続きまして進行させていただきます。午前中の3つのポイントのうち最後の1点が残っていますので、冒頭、少し短めの時間を取って議論を続けさせていただきたいと思えます。できれば10分ぐらいでここを終えないとその後の議論が滞りますので、物流の安定について御意見をいただければと思えます。それぞれできれば少し簡潔に御発言いただけるとありがたいです。御意見のある方は御発言いただけると。いかがでしょうか。

●●委員。

○物流もほかの話と同様災害に限らずということかも分からないのですけれども、今、人不足が

どんどん進んでいて、物流のあり方も変わってくるのではないかなと思うのですね。なので、向かっていく先のところでいわゆるフェーズフリーというか、災害にも強い物流のあり方みたいな方向に少しずつシフトしていくようなことが必要かな。それに関係するような見せ方みたいなことができたらいいかなと思いました。

以上です。

○ありがとうございます。

今までは道路を中心とした物流でしたから、これからモーダルシフトで鉄道を使うようになってくると、鉄道の強化ということも併せて必要になるのかもしれませんが。ありがとうございました。

●●委員。

○72ページなのですけれども、プッシュ型で広域物資輸送拠点と地域内輸送拠点という流れかと思うのですが、物流のことはあまり僕は詳しくないので教えていただければと思うのですが、この地域内輸送拠点というのは、公の施設を指定しているところが多いのでしょうか。以前、物流の先生と雑談している中では、東日本大震災のときの物流の滞りというのは別にトラックも人手も足りていて、実はフォークリフトの数が足りなかったみたいな、要するに積み替えのところでものすごく物が滞留したり、作業が滞ってボトルネックになっている。仮に地域内輸送拠点が市などの管理で公共施設系だと、フォークリフトという物流にふさわしくない施設が指定されていると、逆に形は整っていても実効性がないような気もするので、そのあたりの実効性というか、ちゃんと動くかどうかというチェックというのが必要かなとも感じました。

以上です。

○災害時をイメージしたボトルネックはないかどうかを確認なさйтеということだと思います。

そのほかはいかがでしょう。

●●委員、お願いします。

○物そのものではないのですけれども、先ほどの前半にも関連してしまうかもしれないのですが、53ページに産業の特徴というところが出ていて、これは日本全国で見たときに各地域にどの程度依存しているかという話だと思うのですけれども、南海トラフの地域が産業構造としてどうなっているのかというのは一度資料としてちゃんとやっていただいて、データを見ますと、医療・福祉と宿泊・旅行サービス関係が多いのですね。次の54ページに輸出のマイナス寄与度の大きい品目別で物の動きの話をしているのですけれども、長期的に見ると、サービスの話をする、インバウンドの旅行消費というのが今、すごく大きくて、実際に東日本大震災のときにはみんな消えてしまって人が来なくなったので、その影響はかなり強いと思いますので、発災時すぐというわけではありませんが、復興を考えたときにはサービスと地域ごとの産業特性というものをやったきめ細かい対応が必要かなと思いました。

以上です。

○ありがとうございます。この日本地図3枚のものをもう少し地域ごとの産業特性が分かる形に整理したほうがいいだろうということだと思います。それから、インバウンドの話はおっしゃる

とおりでと思います。

●●委員、お願いします。

○災害時の物資の流れについて、72ページの今、御紹介いただいたものにも、各地の要請に基づいて物資が動くという流れの説明があるのですが、今日御紹介いただいたイオンさんの話によると、民間企業のほうは海外も含めて様々なところから調達物資を得ていると。この調達先の状況がどうであるのかというのは、行政サイドはあまり考えずに民間企業と協定などを締結されているのではないかと思います。

企業側の調達先との調整状況や、国内だけではなくて海外の市場も含めて調達を検討しなければならない状況にあるのか、そのときに、海外への調達の確保の見込みはどれくらいあるのかみたいなのところも含めて、もっと物資の流れは検討を深めていく必要があるのではないかと感じました。

以上です。

○ありがとうございます。

調達先をもう少し海外も含めて検討してはどうかという御意見でした。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

●●委員、お願いします。

○これは既に何回か前に議論はされているのですが、物流のときにトラックを使わざるを得ないときに、燃料の問題が非常に深刻です。東日本大震災のときも、ガソリンがないということで実際にトラックが使えなかったということがあって、今回の南海トラフ地震の場合には、沿岸部の港が使えなくなって燃料が輸入できなくなるということは大いに予想されますので、備蓄しているものをどう放出するかということも含めて、物流の観点から使える燃料がどこにあるか、どういうふうに使っていくかということで、先ほどのイオンさんのお話では自衛隊が出てきてもうまく運んでくれたけれども、自衛隊はそれなりに燃料を備蓄しているとは思いますが、もう少し末端に届けるところではどうしても燃料が必要になるので、物流と燃料をリンクさせた形の資料も作っていただきたいなと思います。

以上です。

○ありがとうございます。輸送に関しての燃料も含めた検討をということでした。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

海外からの調達という意味で言うと、前回も出てきましたけれども、港湾機能がどれだけ維持できるかというのは大変重い話だと思います。作業船などが不足する中で港湾機能が早期に治らないと、先ほど●●委員がおっしゃったような海外からの調達も難しくなりますし、様々な支援物資の輸送も難しくなるので、ここは別途以前の港湾のことと絡めて議論が必要だろうと思います。

そのほかはよろしいでしょうか。

●●委員、お願いします。

○●●です。

65ページに流通備蓄の話が出ておりまして、備えという面では非常に重要だと思っております。ただし、水色の枠で書いてあるとおり課題はあるということで、特に流通備蓄、みなし備蓄なのですが、自治体等が一定購入していただくことによって、その確保と効率もよくなるのではないかなと思います。これは改めて重要だと思っています。

○自治体版ローリングストックみたいな感じですかね。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

経済社会の問題は、ひょっとしたら今日、オンラインで参加されていると思うのですが、●●委員、もしも御参加であれば、産業界代表で何か御発言いただくのがいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ありがとうございます。

先ほどのいわゆる事業継続（BCP）のお話をさせていただいてよろしいですか。

○お願いいたします。

○企業を大中小のサイズに分けてBCPがどのぐらいできているかということを取りますと、精緻なデータは足元には必ずしもないのかもしれませんが、おそらくですが大中小という順番になるのだろう。資料の説明の中でも先に御説明いただきましたように、大企業は比較的高いということで、では大丈夫かという、決してそうではないということだと思います。

御承知のとおり、大企業とはいえ、あるいは大企業だからこそいいでしょうか、いわゆる中小の方々にサプライヤーとして支えていただいて事業をさせていただいているということでございますので、文字どおり事業の継続ということになりますと、自社のBCPといったときに中小企業のBCPの有り様によって大きく支えられ、依存しているという構図になっていますので、中小の特に小のところで、私が去年まで所属していました自動車関係の会社でいきますと、自社の比率は実は3割ぐらいなのですね。サプライヤーさんに依存している部分が7割でございます、サプライヤーの数も、南海トラフ地震で影響を受けるであろう地域だけで見ても4桁だろうと思っております、なおかつティアに至りますと10近いと言われておりますので、そんな状況の中でどこか1つ破綻があるということ、先ほどお話がございましたように、いろいろ複数社発注等は考えておると思うのですが、やはりこういったもろい状態が潜んでいるということで、中小のところもBCPの策定と、これを上げていくというところに対してフォーカスしていただきたいなと思いました。

いろいろな委員から、BCPは別にあればいいというわけではなく、実効性なのだと。あるいは闇雲に助ければいいのかではない、さらには中長期の成長みたいなことも考えたBCPというお話がございました。全ておっしゃるとおりだと思うのですが、それはいわゆる防災というテーマに限らず、もともと日本の競争力を上げていくという話の中でも出てくる話だと思いますので、良いか悪いかは一旦別にしまして、まずはBCPが策定されていない状況では全体としてどうなのという議論にもなかなか行き着かないものですから、今つくられていないところに頑張っていくっていただくというところでやっていけないかなと感じた次第でございます。

既に国のほうからいろいろないわゆるBCP促進策、あるいはいざというときの支援策ということとでいただいていると思うのですけれども、あれも踏まえた上で今もなお低いということであれば、先に高めていただく。

以上でございます。

○どうもありがとうございました。BCPの策定が随分滞っているということは非常に問題で、少なくとも全ての企業の方々に我が事感を持って対策を始めてもらうようなことは必要だと感じますので、今の御発言を受けて、そういったものが動くような課題認識を持ちたいと思います。

これまでいろいろ議論していただきましたけれども、BCPができていないというのは企業の問題ですし、なかなか耐震化や家具固定が進んでないというのは個人の問題ですけれども、民間や個人のところの対策がちょっと進んでいないので、そこはこれから大事にしていきたいと思います。

それでは、経済対策の取組状況についてはここまでとさせていただいて、午後の本題であります、議題（３）「南海トラフ沿いの後発地震への対応について」、事務局から御説明をいただきたいと思います。

資料説明

○朝田（事務局） 事務局からです。

資料３をお開きください。南海トラフ沿いの後発地震への対応についてということで提示させていただきました。御案内のとおりとなりますが、過去のワーキンググループにおいて２ページのほうを説明しております。様々な地震対策を御議論いただきましたが、最大クラスの地震・津波での被害想定などを前提としながら御議論いただきました。

一方で、南海トラフ沿いの場合は、過去の実績を踏まえれば、時間差をおいて発生する場合があるといったことを、単にそういうことがあるというだけではなくて、その場合どうしたらいいのかということも議論を深めておく必要があるのではないかという問題意識でございます。

御承知のとおり、現在の科学的知見では、確度の高い地震予測は困難となっています。仮にいつ、どこで、どれぐらいの規模の地震が発生するのかということがあらかじめ明らかとなるのであれば、命を救うことの確率が極めて高くなります。ただ、現段階の科学的知見では、そのような確度の高い地震予測が困難という中でも、過去の実績から得られている情報を基にどのようなことを対策に生かしていくのか、これがまさに臨時情報の根っこにあるものでございます。

こういった情報に関しまして、２つ提案させていただいております。情報の不確実性が高い、これはすなわち必ず起こるかといったら決してそうではない。過去の実績を見ると、あくまで平時よりは起こる確率が高い。このような不確実性を持つ状況の中で社会経済活動を可能な限り維持するための防災対策のあり方、これはすなわち社会経済活動を寝かし過ぎても駄目という中で、情報を正しく理解しながらいかに社会経済活動を維持するのかといったことについての御議論をいただければという話。

もう一つ、臨時情報の認知度、あるいはその先にある取るべき防災対応の理解度といったものが低いというお叱りをいただいております。我々も考えて取り組んでおりますが、いま一度それを向上させるための策について御議論いただければと考えております。

それでは、臨時情報の概要について簡単に御説明いたします。今、申し上げましたように、臨時情報の根拠の一つは過去の実績ということになります。1854年の安政の地震、そして戦前・戦後の狭間にありました1944年、46年の昭和地震の2つがまず東で起こって、その2日後、あるいは2年後といった期間をおいて連続的に起こったということ、また、ここには書いてございませんが、同じプレート型になります東北地方太平洋沖地震においても2日前に大きな地震が起こっていたという事実。こういった教訓をどう生かしていくかという話です。

4ページ、そのような御議論が平成30年に中央防災会議防災対策実行会議の下ワーキンググループで行われました。繰り返しますが、確度の高い地震の予測は困難けれども、現在の科学的知見を防災対応に生かすという視点は重要ではないか。一番上の検討の背景の中の話です。具体的に申し上げて、気象庁の様々な検討の中で「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」といった3つの現象が確認された際には、1つ先のギアを上げた対策を行っていくべきではないかという制度が求められました。

次に、5ページになります。既に政府のほうでこのような情報が設けられております。大きな地震が発生したときなどに、南海トラフ地震臨時情報というものを出して、今起こったことがどんな地震だったのかを調査する。その結果を踏まえて、下にあります、より大きな地震であった場合には「巨大地震警戒」という最大限のギアを上げた形、次に、黄色のところ、少し小さめであった場合には「巨大地震注意」といった情報という段階に分けた情報の提供がなされているということ。

6ページ、それを踏まえた行動指南についてのガイドライン。これは個人だけではなく企業等が何を求められるのかといったことが示されているということになります。

次に7ページをお願いします。この中で防災対応の基本的な考え方が示されております。今、申し上げましたように、不確実性を含んでいる地震発生可能性と、防災対応の実施で経済活動等々に影響も起こり得る、このバランスをいかに考えた上でより安全な防災行動を選択するかという考え方。真ん中のところになりますが、一人一人が自助に基づき、災害リスクに対してより安全な防災行動を選択していくという考え方を社会全体で醸成していくという新たな試みでもありました。これがひいては突発地震への備えにもなります。後発地震としての突発地震だけではなくて、平時からの突発地震への備えにもつながるといったことから、この情報をどう生かしていくのかということが根っこにあるということになります。

8ページは、簡単に「巨大地震警戒」と「巨大地震注意」の違いだけ申し上げますと、「巨大地震警戒」でギアをより上げるという話をいたしました。1週間程度という話になりますが、もちろん揺れを感じたらすぐに避難できるような態勢を取っておくということに加えて、もし地震発生後の避難では間に合わない可能性のある方は、起こる確率が高いということに鑑みて事前避難しておくといったことが、ギアを2つ上げておくという言葉がいいのでしょうか、「巨大地震警

戒」では仕組みとして設けられております。

「巨大地震注意」については、ふだんよりも揺れを感じたら逃げられる態勢を取って、例えば寝るときもそうしてくださいといった形になっているということです。順番を逆に説明すればよかったかもしれません。

次に、9ページです。半割れにおける防災対応の基本的な方向性とありますが、これは1点だけ、例えば東のほうで大きな地震があった後、西のほうにこの後も来るかもしれませんよというアナウンスを行うわけなのですが、この後発地震が想定されるエリアの方々は、全国からの応援部隊が今は東に寄っているということも前提に自分たちがどう行動するかということを自らの地域で考える必要も出てくるという話になります。その前提として、明らかにリスクが高い事項が何なのか、それを回避する防災対策を取りながら、東に寄っている状況も踏まえながら、社会全体として地震に備える一方で、通常の社会活動をできるだけ維持するということがどうやらできるのかといったことを平時から考えていかないといけないということになります。

10ページになります。「半割れケース」となる地震の多様な例とありますが、過去2つの地震は、さっき申し上げましたように、潮岬を境として東で先に起こって西で起こったとされていますが、これからもそうなるかというところは必ずしも科学的に明らかになっているわけではありません。左上の昭和東南海地震については実績として潮岬の東側で起こりました。結果として、さらに東のほうの東海エリアのところについては割れ残ったということで、ここの切迫性が高いということを踏まえて昭和の時代に対策をやってきましたが、結果的に現段階では大きな地震を引き起こさず、むしろ一度割れた東南海、南海のほうの切迫性も高まってきた中、南海トラフ全体の対策を今、検討しているという状況になります。

3月に放送されましたNHKスペシャルでは、西で先に割れてから東ということをあえてチャレンジしていただいたと受け止めております。多様な例があるということを念頭に置きながら、我々は様々なケースに対して備えを考えておく必要があると言えると思います。

11ページ、12ページ等は、先ほど「半割れ」「一部割れ」「ゆっくりすべり」とありましたが、その詳細になります。12ページ以降は情報提供の流れということで情報発信の流れ、13ページと併せて政府において整備した制度についての説明をしております。

13ページを御覧ください。発災直後に自動的に緊急地震速報が出て、気象庁のほうで大津波警報等を発信していただきます。並行して、南海トラフ地震臨時情報といったもので今、調査中ですよというアナウンスをして、中でいろいろな議論を経て、「巨大地震警戒」なのか「巨大地震注意」なのかといった判断が示されます。それを踏まえまして、政府としての取組として「国からの呼びかけ」とありますが、危ないエリアにおいてどのような行動を取っていただくべきなのかということを高らかに発信して備えを呼びかけていくという予定にしております。

14ページです。これもこれまで説明してきた内容がいろいろ書いてありますので、あえてキーワードを抽出しながら説明をしますと、基本的には日頃から地震対策を行っていくことが大事です。これが大前提になっています。その上で臨時情報という不確実性の高い情報が出た際には、できるだけ安全な行動を取ることが重要。先ほどよりという話もありました。平時からやってい

ることを踏まえて再確認をしていきたいと思いますという話。やったらやりっぱなしではなく、モードが変わったということ踏まえて再確認をしようではないかという話。その上で普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを国民の皆様と一緒に持っていきたいという仕掛けになります。

15ページには、「事前避難対象地域」とあります。海沿いであって高台が遠いとか、近くに高いビル、あるいは整備された避難タワーがないようなところというのは、地震が起こってから津波が到達するまでの到達時間と安全な場所に移動するまでにかかる移動時間の競争になります。その移動時間がどうしても長くなってしまふようなところについては、事前避難対象地域としてあらかじめ各自治体のほうでしっかり見ていただいて、そこに住んでいる方々には、「巨大地震警戒」が出たときにはあらかじめ避難するということをしつかりと呼びかけていただくような仕組みとなっております。

16ページを御覧ください。その対象地域の検討・指定状況についてですが、津波で特に被害が大きくなるであろう特別強化地域の全139市町村のうち、現在134までがおおむね指定されているという状況になります。この指定をまず進めるということと併せて、指定されたエリアにおいて住民の方々にどのような取組を促しておくのかということが求められているということになります。

17ページを御覧ください。ガイドラインの話、先ほどの個人だけではなく企業にもという話になりますが、企業においても地震への備えの再確認のほか、様々な設備、これは企業が企業活動を行っていく上での話、もしくは世の中にどのように影響を及ぼすかという観点など、様々なあるかと思いますが、そういう設備の点検、さらには従業員の安全確保といったものも大事な話になります。お客様もそうです。そのような方々への危険回避措置の再確認、様々な取組を進める、さらには輸送等を行う際の、例えば海岸沿いをできるだけ通らないようにする、従業員を守ること、商品を守ることにもつながるといった措置について提案がなされているところになります。

また、18ページを御覧ください。社会インフラとしての鉄道、学校、病院につきましても、それぞれの持つ役割に応じて計画に記載すべき事項、すなわち議論を行っておくべき事項とその際に留意すべき事項といったものがガイドラインでも定められております。

鉄道については、安全性に留意しつつも、地域の経済活動の要となっていることを踏まえて運行するという話のときにどういうことを考えておくべきなのかといったことを記載しております。

さらには、学校においては児童・生徒等に対する保護の方法についてもあらかじめ検討しておくべきではないかという話。

病院についても、原則として営業を継続するものとしつつ、一方で、事前避難対象地域のエリアについては、右下になりますが、入院患者の引渡し、入院患者の転院等についても考えておく必要があるのではないかと定めているところでございます。

19ページ以降が、認知度の話になります。南海トラフ地震のリスクのある4県のアンケート調査を引用させていただいておりますが、「知っている」という方が大体2割ちょっと、「名前は

知っているけれども内容は分からない」という方が3割ちょっと、合わせて6割ぐらいの認知度になっているということになっております。

20ページを御覧ください。伝達手段につきましては、基本的には防災行政無線、メール、Ｌアラート、SNS等々を中心に様々な手段が用意されつつ、一方で、この情報が発出された際に何をやっておくべきかということで、右側、災対本部の設置または準備、設備等の点検、公共施設については利用者等の安全確保、周知・呼びかけの方法、さらには学校、保育施設、各種イベントについての取るべき対応について、様々議論がなされております。

普及啓発に向けての取組ですが、国のほうでも関係する自治体との意見交換を毎年行っております。周知とともに、情報が発表された場合の防災対応について議論を行っている。

22ページ、周知につきまして、映像資料、リーフレット、マンガ冊子等も作りました。シンポジウムも気象庁が主催のものに参加して、一緒になって周知をしてきました。さらにはNHKスペシャル等々、様々な報道番組への情報の提供、これは被害想定を計算したデータなども提供して、彼らのほうでビジュアル化して国民に分かりやすくお伝えいただくという形での発信等も行っているところでございます。

23ページ、24ページは、政府において応急対策活動についてどのような整備がされているかという話になります。発災直後には緊急災害対策本部が先発地震によって立ち上がっていることが想定されます。その本部長であられる総理から、推進地域にある知事、あるいは基礎自治体の首長様に対して後発地震への備えについての指示が行われるといったことがあらかじめ定められております。

また、24ページ、国として全国横断的に機動的に支援をするという形で、防衛省、海上保安庁、国交省等々が準備・備えをしていただいています。また、各都道府県に設けられております警察、消防につきましては、基本的には後発地震への備えというものが予想される自治体では、その自治体の消防、警察は応援に行かずに、次の地震が起こったときに備えるために待機しておくという話。このようなことについて、臨時情報の発出制度を設けたことによって様々な媒体の中で議論・検討が進められているということでございます。

25ページは、消防庁の詳細な説明になっております。

26ページ、27ページは、先ほど説明したことなので省かせていただきますが、個人のみならず、企業・団体としても様々な平時の備え等を進めていただくということの呼びかけです。

最後です。このワーキンググループの中で次々回以降、具体的な被害想定として死者数、あるいは建物倒壊棟数等を出していきますが、今回、後発地震を前提とした被害想定にチャレンジすることを検討いただくことを考えております。

具体的には、一回地震が起こった際にたまたま倒れてはいないのだけれども、2回目の地震で倒れるといったことを前提としたときに数字がどうなるのかということ。また、この数字というものに着目するのではなく、先ほど申し上げました臨時情報を踏まえて対応していくことでどのように被害が軽減できるのだろうかといったことをセットで国民の皆様提示することによって、防災対策を考えていくきっかけを提供していけないかということは今後、皆様に御議論いた

だくことを想定しております。

以上になります。

審 議

○どうもありがとうございました。

それでは、後発地震への対応について、30分ぐらい議論をさせていただきたいと思います。御意見のある方。

●●委員、お願いします。

○●●でございます。

後発地震が想定されるようなケースにおいて臨時情報を出すということ、そしてそのときにどういう対応を取るのかということに対する御説明をいただいわけなのですが、これに対して何ら異論はございません。

ただ、本当にこの情報については、次回、主に議論されるのでしょけれども、普及啓発のところが本当に重要になるなという感じを持っております。といいますのは、これの普及啓発の関係で内閣府の防災の方々と黒潮町でこの説明会をやったときの話ですが、確かに先行する地震があった後、1週間ぐらひは103分の7と若干可能性が高いということで、こういった情報が出るという話をするわけなのですが、前の地震が2年の間隔をおいたように、その前が32時間だということで、地球物理学的な時間においては直後、連動ということになるのですが、生活感覚からいうと32時間と2年では全然違って、2年間警戒し続けるということは無理で、この情報が出たときに地域はどう対応したらいいのかということを経元と議論をするわけですね。彼らは1週間ぐらひの間は先発の地震の津波警報も出ているであろうから、最初の1週間ぐらひは可能性も高いし、対応はするよと。だけれども、その後はという議論になったときに、結局それで可能性がなくなったわけではなく、相変わらず前回2年の間隔があったように、いつ起きてもおかしくない、その可能性が若干高い状況にあるということだと。結局今と何が違うのか、つまりいつ起きてもおかしくないと言われている今と、1週間ぐらひたって解除された後と何が違うのか。結局いつ起きてもおかしくないという状況は何も変わらないではないかと。1週間ぐらひは対応はするけれども、いつまでも避難し続けるわけにもいかないから、要はいつ地震が起きても大丈夫なように対応しろと言っていることと全く同じことだよというのが住民の口から出た言葉なのですね。非常に真つ当だと思いますし、そのとおりということなのですが、こういうふうにこの情報を地域に啓発していかなくてはいけない、導いていかなくてはならないと思うのですね。

そのときにすごく心配するのは、具体的にこの情報が出たらこんな対応をしましょう、あんな対応をしましょう、例えば1週間ぐらひで解除されますとか、ここは特別警戒区域です、そうでないところはそうではないのかという理解をしてしまうという情報の理解の問題を今のままこのマニュアルに沿って説明ばかりを強化していくと、解除されたらもう大丈夫、特別警戒区域に入

っていないから大丈夫、事前避難対象地域ではないから大丈夫となりがちなので、これについては普及啓発が本当に重要だなと。結局いつ起きてもおかしくないという対応ですぐに対応できるような状況を整えておくことが本質的に重要なのだということをちゃんと分かっていただけるような形でこの情報は出していないと、現場は混乱するかなという感じがいたします。意見です。

以上です。

○どうもありがとうございます。

この情報が出た後、コロナ禍と重なってしまって、2～3年、ほとんどこの情報に関しての説明ができないままここへ来ているので、今、●●委員がおっしゃったような説明が本来はこの3年間の間にあってしかるべきだったのですが、それが残念ながらできなかったのもう一度それを再開するしかないということだとは思いますが、そのほかはいかがでしょうか。

●●委員。

○2点あるのですが、臨時情報を検討するときに、1週間ぐらいだったら通常の経済活動を止められるのではないかという話だったのだけれども、コロナ禍を経験して、そこからいろいろ学べることはないか。以前の議論では、ゴールデンウィーク、盆休みで一番長いときは1週間ぐらいだから1週間は間違いなく大丈夫みたいな雰囲気もあったのだけれども、コロナ禍の緊急事態宣言の長さを考えると、もしかすると1週間ではなくて、もっと長くても社会は対応できる可能性があるのではないか。

あわせて、僕も静岡県の伊豆市の土肥というところで臨時情報が出たときにどう地域で対応するかというケーススタディーを静岡県と一緒にやったのですが、コロナ禍前に議論していたこととコロナ禍後の今、議論することではまたちょっと違うアイデアが出てきそうな気がするのです。ですから、そういう意味では各地域での備えも、コロナ禍を経験した結果、アップデートできるところがたくさんあるのではないかなと感じています。

それから2点目が、これは解除が非常に難しく、解除した後すぐ地震が起きたときには誰の責任だという話に多分なと思うのですが、それは科学の責任ではなくて、政治の責任というか、政治という言葉がいいのかは分かりませんが、社会全体の責任だというような責任の所在について、もうちょっとクリアにしておいたほうがいいのかなと感じました。

以上です。

○ありがとうございます。

当初1週間と言ったのは、静岡県のアンケートが1週間だったら何とか我慢できるだろうということと、1週間を超えて避難しているとむしろ避難によって体を壊す人も出てくるからということで、当時は1週間というところに落ち着いたと思うのですが、今、●●委員がおっしゃるように、このコロナ禍で物の考え方が多少変わっている可能性があるのも、ここは見直す可能性もなきにしもあらずというところだと思います。これも踏まえて今後のあり方は考えざるを得ないと思います。1週間過ぎたから安全だということは全くなくて、どんどん切迫してくるわけですから、基本的にもともと対策していないと駄目ですよということでもあるので、それも含め

てちゃんと周知を再びしていくのだろうと感じます。

○一言いいですか。

今の●●委員のお話もそうなのですが、我々はこれは行動指南型の情報ではなくて、状況通達型の情報であるという認識を強く持たなくてはいけないと思うのですね。1週間ぐらいは相対的に高いぞと言っているだけであって、決して解除したからといって安全宣言をしているわけではないのだと。1週間ぐらいは若干高いけれども、それも103分の7という程度で、3日間に限ると103分の6というだけであって、この1週間ぐらいの間は特に注意をしてほしいと言っているだけで、解除したということの意味合いは、状況として最初の1週間ほどではないと言っているだけだという伝え方は非常に重要ですから、状況通達型であるということを強く認識した普及啓発をしていかななくてはいけないと思います。

○そのほかはいかがでしょうか。

●●委員、お願いします。

○ありがとうございます。

南海トラフ地震臨時情報というのは、やはり被害を防ぐためにとても大切な情報だと思うのですが、今、皆様の話にあったような、例えば冒頭事務局からの説明にあったようなモードが変わる情報であるとか、今の●●委員の状況伝達型の情報であるみたいなことで、モードが変わったということをもう少し市民の方々に分かりやすく伝える方法を検討していかなければいけないと思うのですね。例えば今、警戒レベルというのが運用されているのですが、こういうものと併せて、例えば警戒レベル2相当が臨時情報である、あるいは3相当なのかもしれないですが、そういう既存の仕組みと併せて検討することも進めてはどうかと思います。

それからもう一点なのですが、後発地震については既に北海道・三陸沖後発地震注意情報というものが運用されていまして、これとの兼ね合いからも、この臨時情報のあり方というのも検討する必要があると思います。

以上です。

○ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

●●委員。

○今日の例では東側が割れて西側が割れるという例が出てきたのですが、この議論の最初は、マグニチュード9の最大クラスの地震が起きるということが後発地震なのですね。東日本大震災当時の地震は、9月7日にマグニチュード7.3の地震が起きて、2日後にマグニチュード9.0が起きた。だから、ここで言っている後発地震というのは最大規模の地震が起きる可能性が高いですよということを最初にぜひ言っていきたい。はっきり言って余震は必ず起きますから、最初にマグニチュード8.4の地震が起ければ、その5分後からマグニチュード7ぐらいの地震がばんばん起きるわけですね。人々が次々と大きい揺れにさらされているときにどうなるかということが一番心配です。普通の人には被害を受けた家の中にはもういられなくて、外に出るぐらいのことが起きると思っていただきたい。その中で、今よりもっと大きい地震が103回に7回ですか

ら、10回に1回ぐらいの極めて高い確率でもっとすごいことが起きるということが一番重要なのですね。

さらに、最大規模ではないけれども、同程度の規模の地震が場所を変えて起きる可能性がある。これは普通の余震ではなくて、非常に大きな地震が起きるということですから、モードを変えるという議論をしていただいてもいいですけども、これの本質はマグニチュード9.0や9.1の最大規模の、ここで言っている国難になるような災害が起きる可能性が高くなったというメッセージをぜひきちんとやっていただきたいのですね。半割れだから残りが割れるとか、東海地域の残ったところが割れるという話ではないはずだったと私は理解していますが、いかがでしょうか。

○これは事務局の側はどう答えるかですね。

○先ほど3つのパターンのお話をさせていただきました。

○10ページから11ページです。

○11ページですね。ありがとうございます。

様々な観測の中で得られてきた知見の中で、気象庁を中心にいろいろな有識者の皆様に御意見をいただきながら、大きく分けて3つの兆候といったものが整理されてきました。こういった中には、今、●●委員がおっしゃったように、最大規模というものが後ろで起こってくるといったことも念頭に置きながら整理されてきたということは我々としてもしっかり説明していく必要がまずあって、その上で半割れやら何やらという話のこともあり得るのだよということで、全体としての説明をきっちりしていくということは心がけていきたいと思っております。ありがとうございます。

○よろしいですか。

●●委員。

○●●です。私は8ページについてのコメントになります。

臨時情報によって、事前に避難できる、津波からの人的被害を少なくさせるという効果が非常に期待できる場所があります。この臨時情報の「巨大地震警戒」になりますと、いわゆる事前避難ができて、「巨大地震注意」ですと準備をするということで、一応役割としては明確なのですが、実は「巨大地震注意」でも事前に避難したい方がおられます。これは東北、北海道で先ほどの後発地震注意報が出たところでのコメントになりますけれども、特に要配慮者の方たちは、「巨大地震注意」の段階でも事前避難をしたいと。特にここで避難をする場合、いわゆる行政側としては避難所を開設できるかどうかというのが、今の「巨大地震注意」では開設できない状況があります。おそらくそれぞれ判断はできるかと思いますが、この明確な区別とともに、「巨大地震注意」であっても必要な方は避難できるような態勢を取っていただければと思います。

○どうもありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

●●委員。

○今までのお話でもあるように、これを受けてどうしたらいいのかというのはかなり難しいと思うのですね。皆さんで考えてくださいと言うのは簡単なのですが、それを言われても困るというのが実際のところだと思うのですよ。そうすると、シナリオというか、どういう形のやり方があり得るのかみたいなイメージをつけるようなとか、自分事に寄せて考えるためのヒントみたいなものをこれについても併せて示していくということがすごく大事になるのではないかと思います。

以上です。

○ありがとうございます。

一応それを意図してガイドラインは3年前に作られているのですが、本来ガイドラインを作った後で、地方でちゃんと御説明をしっかりと、いろいろな御意見を伺った上でガイドラインを見直すという約束にはなっていたのですが、コロナ禍があって、3年間空白の期間ができてしまったこともあって、おそらく地方のこれに関わる地域の人たちの意見を十分に吸い上げ切れていない可能性があると思います。これからまずはそこから始めないと、どちらへ持っていくかということもなかなかしにくいので、今日は気象庁さんも来てくださっているものですから、気象庁さんと内閣府防災で一緒になって、まずは丁寧に説明し、その上で地元の御意見などを伺っていくというプロセスはどうしても必要だと思います。

ちょうど、気象庁さんには各地台にリスクコミュニケーション推進官や要配慮者の係長など、今年度になって二人配置されているのですね。そういう方々とも連携しながら、まず動かないといけないと思います。いろいろなシンポジウムをやっているとはいっても、数がまだものすごく少ないので、実際にはあらゆる国民のところにはまだ声は届いていないと思います。それはまずやらないといけないことだと感じています。

そのほかはいかがでしょうか。

●●委員。

○ありがとうございます。

この新しく準備された情報の周知徹底ということに関して、それが大事だという議論が繰り返されているのですが、あえて逆のことを考えてみたいのですが、この情報があることによって求められることの多くは、今やっていることを再確認することなので、突然言われても別に困らない人が圧倒的に多いということなのではないかなと思うのです。事前に周知されていなくても、そのとき首相が出てきてこういう状況ですよという情報が伝えられれば、それで十分な人もたくさんいて、他方で問題になるのは、そうでは困る人たちがいる。例えばさっき事前避難を1週間程度しておきましょうみたいな事前避難対象地域の指定というのがありましたけれども、そういったところで自宅を離れて生活をされなければならないような人たちは、突然言われたら対応できないと思うのですよ。周知徹底度合いを議論するときに、一般国民全体の周知の徹底度合いと、こういったところでふだんはなかなか対応できない、しっかりと事前に準備をしておかなければならない人への周知徹底度合いというのは分けたほうがいいのではないかなというのが私の意見です。

あわせて関連しますと、こういった事前避難の対象となるような人たちというのは、さっき静岡県で1週間ならば我慢できるのではないかという調査があったとおっしゃっていましたがけれども、比較的元気な方は1週間いけるかもしれませんが、災害関連死で命を落とすような、それこそ自宅を離れることが非常に難しい人たちは本当に1週間も大丈夫なのでしょう。これは災害救助法が適用されていないような状況で避難するということになるのですかね。私はこのあたりはちょっとよく分かっていないのですけれども、避難所の運営というのはちゃんと政府はサポートするのですか。場だけ提供して災害関連死の可能性のある人たちを1週間そういうところに置いておくのはかなり危険も伴うような気がするのですが、ちょっと私が不勉強なだけかもしれません。事前に準備が必要な人たちにどの程度周知徹底するかということと、その備えがどこまできちんとできているかというあたりが今後10年間でしっかりと議論できればいいのではないかというのが私の考えです。

○これは事務局のほうで、救助法との間の関係というのは。

○事務局でございます。

この情報は、令和元年5月に出してからまだ一度も出ていないという実態、すなわち起こったときに様々な問題が出てきて、きちんとそれに応えていくという防災行政の繰り返しといったことがまだなされていないという話。

一方で、今、●●委員がおっしゃったように、コロナ禍の話、これも言い訳になりますが、事実として様々な周知をする、周知だけではなくて様々な意見を吸い上げるといったことがまだできていないというところで、まだまだ発展途上の制度だと思いますので、既存の制度との整合なども考えながら、引き続き向上できるように取り組んでいきたいと思っています。

○ありがとうございます。

今、●●委員が指摘されたようなことを議論しなくてはいけないということで、ガイドラインの後、地元の人たちと議論をしようということに基本的にはなっていたのです。まずは一般論としてガイドラインを作り、その上で要配慮者の方々のことも考えないといけないので、まず高齢者等事前避難対象地域というものも取りあえずはつくってありますけれども、あの時点でそんなにきめ細かく対応行動まで議論できているわけではないと思いますから、それは今後の検討課題であると認識しています。

そういうお答えの仕方でいいですか、●●委員。

○ありがとうございます。

今後、何に注力していくべきかと、その対応のモニタリングができるようにしておくということが大事だと思います。

ありがとうございます。大丈夫です。

○●●委員。

○今のことと関連するのですけれども、これから被害想定をしていって、揺れが大きいところと津波が高いところが出てきます。そうすると、自動的に揺れと津波の想定をすることによって特別強化地域というのが市町村ごとに決まるわけですね。これはもう決まるわけです。決まったけ

れども、その中で先ほどから言われている事前避難対象地域を選ぶのは、市町村が自ら選ぶわけですね。調べて、うちは逃げる場所がないから、あるいは津波タワーがないからできないよと言えるのがこの仕組みの一番重要なことだと私は思います。前の大震法ときには、強化対象地域というのを決めてしまったら必ず避難しなければいけなかったけれども、私が2017年のワーキンググループで申し上げたときには自主的に決められるというところが重要だったのですね。自主的に決めるということは、そこにいる人たちが我が事感を持って防災対応を決めるということで、極めて重要なことです。

それで、いろいろ事情があるのは理解できますが、16ページで96%ができたというのはいいことではなくて、これは100%にしなければいけないのです。一刻も早く自分の地域のどこが避難すべき地域になっているかというのを決めていただいて、あるいは逃げられない、指定できない、指定する必要がないと判断されたら別にいいのですね。これは追えていない市町村数というのが5市町村あるというのが分かっているので、ここにはぜひ国から強力な指導をしていただいて、これは見直してもいいはずですね。見直して、うちは準備が整ったからやはりこれにするのだと、あるいはその中には特に高齢者の施設もないから必要ないということもあってもいいと思いますから、それが最も重要なやるべき周知ですね。

それを踏まえて、普通の大多数の人はふだんと同じように、いつ地震が発生してもいいように備えなさいよということを言って、特別避難対象地域の人には、1週間本当に避難しなければいけないのですから、ここはクリアに分けてぜひ進めていただきたいと思います。

いろいろ言いたいことはいっぱいあるのですが、重要なのはそのへんですので、一旦終わります。以上です。

○ありがとうございます。

21ページに連絡会の議事のこれまでの回数があるのですが、まだそれぞれの地元で連絡会の開催がそんなに十分に行われているわけではなくて、各基礎自治体で対応行動がばらばらな状況になっています。隣接市町村の間であまりに対応がばらばらであるというのは少し困ることですから、各地域の中で隣接市町村間や産官学民の間で臨時情報が出たときにどういう対応行動をするのかということが議論できるような場は、そろそろきっちりとつくっていかないといけないと思います。

30分ぐらいだったのですが、そのほかに御意見がある方がいらっしゃれば。

●●委員。

○ちょっとずれてしまうかもしれないのですが、この資料に関連するところなので、お話ししたいと思います。

7ページに出ているのですが、前回の骨子をつくるときに非常に個人的に違和感があったのが、自助ということがすごく強調されていて、一人一人が自助に基づいて自分でやっていくのだよというのはすごく大切なことではあるのですが、自助がうまくいかない人や先ほどの支援が必要な方、あるいは社会的に孤立されている方というのはたくさんいらして、今、そういった方々に対して自助でやりなさいよというメッセージはちょっときつ過ぎるのではないかな。逆にネガテ

イブに捉えてしまうような状況もあるので、ぜひ地域のコミュニティーや自治体といったところも協力して、地域で頑張るのだよといったところも、ぜひ報告書の基本的な考え方として入れていただきたいなと思っています。

以上です。

○上手に表現しないといけないですね。一人も取り残さないようにという気持ちと、一方で、できる限り自分でできることは自分でやってというのをバランスよく書かないといけないのだろうと思います。

そのほかはよろしいですか。オンラインの方もよろしいですね。

それでは、これは議論し始めるとものすごく課題が多いので、まずは一旦ここまでにしておいて、これから半割れの被害想定結果も出てきますから、それを見ながら、さらにこの議論は続けていかなければいけないと思いますから、次の議論に移らせていただきたいと思います。

次は、議題（４）「南海トラフ巨大地震に係る情報の発信について」ということで、事務局から最初に御説明いただき、続いて入江委員から御説明をいただきたいと思います。合わせて24～25分でよろしくお願いします。今日は外務省の方々が来てくださっているのですが、外務省の方々はその後の予定があると伺っていますので、外務省の方々との意見交換を先にしたいと思いますので、時間のほうをよろしくお願いします。

では、まず事務局からお願いします。

資料説明

○朝田（事務局） それでは、まず私から資料４－１について御説明いたします。情報の発信についてです。

御議論いただきたい論点案を２ページにお示ししております。２つあります。発災後の国内外の混乱を最小限にするということ、また、あらゆる社会経済活動の継続・安定化を図るといった観点で、こういったことを目的として必要な情報発信といったものはどうあるべきなのか。特に海外向けの情報発信について御議論いただければと思います。

平時において先ほどの臨時情報をはじめとする各種防災情報、さらに取るべき防災対応を周知しておりますが、それを伝えるという役割についてはもはや行政のみならず、マスメディア、インターネットメディア等の様々な主体が役割を担っていただいていると思います。そういった主体間の連携の推進といったことも一つ御議論いただければと思います。

次に、３ページです。今、メディアというお話をいたしました、一口に言っても様々なものがございます。古くは新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等々がございましたが、今やネットワークメディアといったもののウェイト、身近さといったものが存在感を表しているという話です。

４ページを御覧ください。災害時のメディア活用ということで、総務省の情報通信白書から引用させていただきました。端的に言うと、12年前の東日本大震災のときと7年前の熊本地震のときで、情報を得るために活用したメディアといったものに大きな変化が見られたということにな

ります。灰色の東日本大震災の発生時を御覧いただくと、ラジオが41.7%と比較的高くなっている一方、携帯電話については、起こったエリアはもちろん違うのですが、13%という数字になっている。ところが、熊本地震に行くと、ラジオが大体2割強に減った一方で、携帯電話については7割近くの方が使っているという話。この10年間でいかにスマホの存在が大きくなってきたのか、あるいは携帯電話が身近になってきたかということになるかと思います。

それと、これは発災時と応急対応期、復旧期と3つありますが、東日本大震災のときには、時間軸の中で用いるメディアに変化が生じてきた一方で、熊本地震の際には、多くの方が継続的に携帯電話を主力にしていたことが見てとれます。

5ページを御覧ください。これは実際の地震時に社会の中で行われた取組事例になります。北海道胆振東部地震（平成30年）の際なのですが、地震発生によって、以前御説明したように約11時間の間、全道で停電が起こったという話です。その際、総務省、あるいは北海道総合通信局が主体となって、道庁の本部等と連携して、町に対して移動電源車、ラジオ、移動通信機器等々の支援機材を貸与・配布して、コミュニティFMも含めた地域における情報発信に貢献したという話になります。

6ページです。同様の地震の際に、これは一般社団法人日本コミュニティ放送協会や北海道地区協議会といった方々も、災害放送局の開設、そのための人員の派遣、資材供与といったものを行って、総務大臣表彰が行われたという紹介です。

7ページを御覧ください。地元のメディアにつきましても、いわゆる放送、電波に乗って発信することが困難な中、新聞といったものの役割が大きくなるのですが、新聞の印刷機器そのものもおかしくなった話もあった中で、手書きで新聞を書くといったことで、とにかく自分たちの地域における役割を果たし続けたという事例でございます。新聞に関しましては、この手書きの話もあるのですが、様々な地域においてもネットワークの取組が行われていて、印刷機器が使えなくなった際にも近隣の都道府県にある新聞社に相互援助を求めるような協定を結んでいる事例もあるそうです。

8ページ以降は、海外との対応の話になってまいります。東日本大震災の際の実績なのですが、直後から外国からの問合せ等々、あるいは外国において様々な情報の発信等が行われていた中で、誤解等々を払拭するために、真ん中のところ、国際会議等を利活用した日本ブランド再構築に向けた風評被害対策を継続的に実施すべく、外務省のほうで汗をかいていただいております。下に様々な現況等々が書いてありますが、国際広報を行った、風評被害対策として会議の中で発信をした、一方で、それらの中で得られた教訓として、英語でいかに迅速に情報発信をするのか、スポークスマン、報道官をしっかりと設置して対応するのか、さらには情報公開、オープンガバナンスといった形で開かれて堂々とやっていくという発信、その上で多言語での情報発信、様々な教訓を得た中で、平時からの体制整備、体制構築、さらには担い手となる人材の育成等々に取り組んでいるという話でございます。

次に、9ページ、10ページが具体的話になります。対外発信の取組として、ハイレベルでの説明（主なもの）としまして、各外相会談及び国際会議の場で当時の松本外務大臣から直接各国へ

の支援の謝意表明と併せて、国内で起こっている様々な現状についての正確な情報提供を行いました。アジア欧州会合、日中韓サミット、G8ドーヴィルサミット等々、様々な場でこのような発信が行われたということ。また、国内にあります外国大使館あるいは国際機関に対しても、様々な情報発信を行ったという話。さらには、国外において在外公館等を通じた正確な情報発信かつ分かりやすい説明等々の発信が行われたということになります。

10ページです。左側の主に国内におります外国の特派員等々の方々に対しては、官房長官、副長官等々が外国メディア向けの会見を繰り返し実施して正確な情報提供を行ったほか、外国の報道からの個別インタビューへの対応、プレスリリース、メディア向けの資料の発出等、様々な形で情報発信が行われた中で、「Japan is open for business（日本、営業中）」と題して、経済も頑張っていますといった情報発信が行われたと聞いております。ホームページを通じた話が右側に載っております。

次に、11ページになります。これは外国人に対する災害情報の発信という話になりますが、平時でも様々な国の方々に認識いただけるように多言語の辞書を用意したり、リーフレットを用意したりといったことをやっていますが、災害発生時にはアプリを用いてプッシュ型で情報発信を行ったり、SNS、ウェブサイトによる情報発信を行っているという事例、その総合的対応策以外にも手引、多言語表示シート、コールセンターの運営等、様々な取組が行われております。

12ページです。発災直後から様々な混乱があった中で、1年後、平成24年3月に外務省で「東日本大震災とメディアの役割 内外メディアの視点」というテーマの下に「国際ジャーナリスト会議」といったものが開催されました。第一線で活躍される国内外のジャーナリストを迎えて、震災が提起した諸問題について意見交換を行って、セッションとしては「国内外の震災報道の検証」、さらには「復興とメディア」といったセッションにおいて活発な議論が行われたということも踏まえて、次の地震への備え、1年たってまだ続いている復旧・復興への正しい情報発信が行われたということになります。

13ページ、14ページは、それ以降も出てきた様々な御意見について列挙しておりますので、また目を通していただければと思います。

15ページです。公共機関たるNHKでも国内外への情報発信が行われたという話。特に国内にいらっしゃる方々へのニュースについては、AI翻訳の英語字幕をつけてライブ発信を行う等々でとにかく迅速な情報提供が行われたという話になります。

16ページです。在日外国人に向けた情報発信として、岩手県ではNHK、あるいは地元の大学等とも連携しながら外国人を受け入れ、これから観光もどんどん取り組んでいくのだという中で様々な課題探し、あるいは今後の対応についての外国人の方々との交流を通じた意見交換を行ったという事例です。

17ページ以降は、デマ情報等々のフェイクニュースへの対応の話になります。実績です。東日本大震災においても、義捐金名目の詐欺、悪質商法等、震災に便乗した犯罪が散見されました。それと併せまして、被災者等の不安をあおり立てるような流言が流布したようなことがありまし

た。具体的には物資の配布状況、電力の不足、放射性物質に関する根拠のない情報がインターネットといった媒体を介して様々なところに発信されたということ。

それに対して、次に紹介しますが、総務省のほうでホームページ上で正しい情報を発信してくださいという旨の電気通信事業者関係団体に対する要請が行われました。また、風評被害の発生に対しまして、物資の輸送、あるいは物流への影響、さらには観光にも関連するホテル・旅館のキャンセル等の影響が出た中で、政府として安全宣言を発表した上で、先ほど申し上げましたような海外メディア等への正しい情報提供、あるいは冷静な報道を行うよう要請等を行ってきたということになります。

18ページは、先ほどの総務省の要請について掲載しております。

19ページです。ファクトチェックの現状といったことになります。我が国では、これまで新聞、あるいはテレビ等のしっかりとしたメディアのほうで組織的な情報編集・発信を行ってきたという特徴がある。それがゆえに、様々なインターネットを経由して入ってくる情報の真偽等々への対応といったものがどうなのかといった話があるということになります。インターネットを経由して様々な情報が瞬時にどんどん入ってくるという中でどう備えていくかという話になります。

20ページです。災害時におけるフェイクニュースについて、これは以前御提供したような話になりますが、インターネットの普及といった中でメリットが大きい一方で、インターネット上の誤った情報、フェイクニュース、偽情報が増加しているという側面もデータとして出てきているという話になります。

21ページです。そのような状況の中で、ネットに関連して、ヤフーでは、フェイクニュースへの対応として、間違った情報が出た際には打ち消す、あるいは注意喚起記事を出すとともに、専門家の記事、コメント等によって情報の正しい解説等を併せて発信して打ち消しを行っていくといった取組が行われている。

さらには22ページ、社内での体制としてネット情報のパトロールの専門チームを形成して、24時間365日対応を行って、必要に応じて削除等の措置を行っているという事例について御紹介をさせていただきます。

説明は以上になります。

○福和主査 どうもありがとうございました。

引き続いて、入江委員からプレゼンテーションをお願いできればと思います。

○入江委員 では、スライドをお願いいたします。

本日は、「南海トラフ地震をめぐる情報発信の課題」というテーマでお話しする機会をいただき、ありがとうございます。本来、御専門の関谷委員や小室委員など、皆さんおいでの中でお話しするのは恐縮なのですが、議論を進めていく上で役に立つのではないかとと思われるデータや情報を提示させていただきたいと思います。

お手元の資料には中扉を省いてあるのですが、次のスライドをお願いします。この3点についてお話しします。最初は、発災後の情報発信についてです。先ほど事務局資料にもありま

したけれども、災害の規模から考えて、東日本大震災のときにどのようなメディアが機能したのかというデータをもう一度見ておきたいと思います。

次をお願いします。東日本大震災の被災地では、ライフラインが途絶してインフラ機能が喪失した状況ですので、テレビや携帯電話というのはおのずと使えないわけです。そのために、ライフラインが途絶した発生から数日間は、ラジオとロコミが機能していた。そして、1 か月経過した段階では、ようやくここでテレビ、新聞、ラジオという形になっています。

次をお願いします。こちらは、総務省の調査データです。震災発生時、震災直後、4 月末までの3つの時期におけるメディアの評価をそれぞれ折れ線グラフで示しています。色を変えて時期を区別しています。こちらでも、震災発生時ではAMラジオ、FMラジオ、震災直後では携帯電話、携帯メール、テレビの地上波放送、4 月の末になるとここでようやく行政機関や報道機関のホームページや検索サイトなどというふうになっています。

東日本大震災から12年が経過して、メディアをめぐる環境は大きく変わっております。私たちは日常的にスマートフォンで多くの情報を得ていますが、ライフラインや通信機能が喪失するような甚大な災害が発生して間もない時期には、必ずしもスマホは機能しないかもしれません。一方、ラジオは一律の情報を広く伝えるのは得意なのですけれども、市町村別など地域の情報に応じたきめ細かな情報提供はあまり得意ではないです。各市町村が持っている地域防災無線も、細かい情報の伝達には限界があります。後発地震の発生が懸念される中で被災地の住民に対してどのようなメディアで必要な情報を伝えるか、こうした伝達手段の多重化・強靱化を進める一方で、南海トラフ地震の発生地、また、先ほど来、出ている臨時情報の発表時に何をどう伝えるかというのを想定しておく必要があると思います。

次をお願いいたします。海外や在日外国人向けの情報発信についてです。申し上げるまでもなく、海外への情報発信は、社会的な意義のみならず、午前中検討した経済活動、株価であったり、日本の企業が果たしてちゃんと機能しているのかといったことについても知らせる重要な意味を持ちます。

次をお願いします。まず、海外への情報発信についてですが、事務局の用意された資料にも当時の外務省さんの資料や国際ジャーナリスト会議の報告などを盛り込んでいただいていますので、ここでは私が以前在籍しましたNHK放送文化研究所の調査を御紹介したいと思います。世界7か国の主要テレビ局のニュース番組のうち、原則として各国で最も視聴者が多い夕方から夜間の定時番組、ニュース番組を対象に分析しています。やはり非常に注目度は高く、震災発生から8日間は各国でトップニュースとして扱われています。

ただ、スライドの右側なども見ていただきたいのですけれども、情緒的な表現や誇張した言い回しが散見されるケースもありました。ただ、事実と明らかに異なる誤報は少なかったという結果になっています。ただ、左側の下のほうを見ていただきたいのですが、原発についての情報発信については不満もあったようです。

次のページをお願いいたします。最近の日本に関する情報の入手先のデータです。新聞通信調査会の2020年度の調査ですけれども、日本についての情報の入手先は、中国以外の4か国では自

国のテレビ・新聞・雑誌、つまりマスメディアで、これが1位、インターネットが2位になっています。中国だけは逆にインターネットが1位、自国のテレビ・新聞・雑誌が2位となっています。事務局の資料にも東日本大震災の際の外国のメディアの反応をまとめてありますが、原発をめぐる情報をはじめとして、政府などの情報提供が必ずしも十分でなかったという意見もあります。

南海トラフ地震においては、海外の放送や新聞への情報提供を十分に行うこと、事務局資料の最初の情報についてのところの8ページにパブリック・ディプロマシーの御紹介がありますけれども、ここの右下に書いてある震災後の国際広報活動からの教訓、英語での迅速な情報発信の重要性、国際メディア向けの報道官の設置といった取組をぜひ進めたいと思うところです。

また、この12年間でSNSの存在感というのは非常に高まっていますので、日本政府自ら海外向けにSNSを通じて正確な情報を迅速に出す体制を平常時から構築しておく必要があると考えております。

また、南海トラフ臨時情報については、こうやって日本語で聞いても非常に分かりにくいわけで、この臨時情報についても事前に分かりやすく誤解なく伝える準備が必要だと考えます。

次をお願いいたします。東日本大震災時の在日外国人の情報行動についての情報です。これもNHKの放送文化研究所の調査です。中国、韓国、ブラジル、フィリピンの4つの国籍の外国人の方々を対象に、主たる当時の情報行動について電話で調査しています。主たるニュースの情報元は当時、日本のテレビでした。インターネットや新聞の利用度は国籍によって傾向が異なっていました。また、これは4か国を対象にしておりますけれども、それぞれの国籍のメディア環境や日本語能力、職業、来歴などによってメディアの利用の状況に非常に大きな違いがあつて、接触する情報の量や質に非常に大きな格差があることが分かりました。右側のグラフは当時の情報ニーズですけれども、被害の実態、原発の情報、余震の情報についてのニーズが高くなっています。こういう点から見ても、在日外国人や海外に向けて臨時情報の意味をできるだけ正確に伝えるための準備が重要だと言えます。

次のスライドをお願いいたします。最後に、臨時情報についてお話ししたいと思います。臨時情報は、先ほどの御説明にありましたように、平常時より相対的に地震発生の可能性が高まったとはいうものの、発生 of 時期などを正確に精度高く予測することは困難で、不確実性をはらんだ情報です。まだ一度も出たことはありませんし、おそらくめったに出ない情報でしょう。これらの情報に基づいて個人や学校、企業などがどう行動するかというのは非常に大きい課題です。

私は臨時情報の導入が検討されていた2018年頃から、こちらにお示したような地震学や行政、メディア関係者からなるプライベートの研究会で、この情報が出たらどうなるのだろうかというシミュレーションを行って、臨時情報に関する課題を明らかにしようと試みてきました。地震学の研究者の方をお願いして南海トラフ地震の震源域における異常現象の疑似観測データを作成していただき、それが大きな地震につながるものかどうか、研究会のほかの地震学の研究者が模擬的に評価を行ったり、その結果、臨時情報が発表されたと仮定して、放送や新聞がその情報

をどう伝えるのか、それに対して自治体がどう対応するか、地震学、行政、メディアの三者が一つのテーブルについてワークショップを行って、この情報の発信から伝達、そこから派生する住民の行動、自治体の対応などについて、いわばイメトレを重ねてきました。

次をお願いいたします。前置きが大変長くなりましたけれども、その過程で分かってきた臨時情報の伝達運用上の課題がこちらです。元メディアにいた立場から申し上げますと、この情報を伝えるのは本当に難しいと思います。主に3点あります。

一つは、この情報が不確実性を持っているということです。起きるかもしれないし、起きないかもしれない。例えば放送の中でこれをどう伝え、理解してもらえばいいのでしょうか。先ほど来、皆さんからM8以上の地震が起きた後、7日間以内に再びM8クラスの後発地震が起きる確率として103分の7という数字が出ていますけれども、これは10数回に1回程度、%にすると6.7%。これをどう伝えるべきか、非常に難しいです。

また、巨大地震警戒の場合は1週間後に避難が解除されますけれども、これは科学的な地震のデータによるものではなく、避難している人が耐えられるかどうか、受忍限度、ある意味社会的な基準で決まっています。臨時情報を否定したいわけではないのですけれども、非常に伝えるのが難しく、こういった問題についてはメディアだけではなく、自治体もおそらく同じ立場に置かれると思います。こうしたことをどううまく正確に説明するかという準備が必要だと考えます。

第2は、事前避難と日常生活の継続というベクトルの異なる情報を伝える難しさがあると思います。仮に巨大地震警戒が出た場合、事前避難対象地域の住民は1週間の避難というある意味極めて非日常的な行動が求められますが、それ以外の地域の住民には、日常生活を行いつつ、一定期間地震に注意した行動が求められます。事務局の資料にも、明らかにリスクが高い事項については回避をし、社会全体としては地震に備えつつ、通常活動をできるだけ維持というのを、不確実性の高い情報に基づいてやらなくてははいけないわけです。メディアの立場からすれば、日常と非日常が混在する相反するベクトルの指示をうまく伝えなくてははいけません。

3番目は、自治体の対応のばらつきです。これはある程度までは地域特性がありますからやむを得ないことだと思いますが、例えば高知県では、市町村によって学校の休校措置が違います。その他の地域でもこうした例はあります。高知県ではないのですけれども、兄弟でも上の子の中学校は平常どおりやっていて、下の子の小学校は休校といった状況にある地域もあると聞いています。こういう後発地震が起きるかもしれないという差し迫った状況にあって、メディアが市町村ごとに異なる対応をきめ細かく伝えることが果たしてできるかどうか。市町村とメディアが事前に情報共有をしてすり合わせをしておかなければ、なかなか難しいことだろうなと思います。

スライドの右側を御覧ください。住民はテレビ、ラジオ、ネットなどで情報を得て行動します。例えば一部の地域で避難が始まれば、本来は避難する必要がなくても不安に駆られて動き出す住民もいるかもしれません。自治体への問合せも増えるでしょう。報道によって状況が雪だるま式に加速するおそれもあると言えます。

最後に、臨時情報の本来の目的は、適切な事前避難で命を守ることです。ただ、副作用とも言

える社会的な混乱は最小限にしたいと考えます。今日は私のメディアという立場からメディアの課題ということが主体になりましたが、こうした課題は自治体やメディアなどの間でほとんど共有されていないと思います。社会的混乱を最小限にするためには、臨時情報に関わるステークホルダー、すなわち臨時情報を出す側の気象庁や評価検討会、使う側の自治体、メディア、企業などがこの情報の発表時のそれぞれの対応や課題を同じテーブルに着いて相互に共有・検討して、臨時情報の伝え方や使い方の共通イメージを形成して、こういう課題があるのだなということを認識しておくことが不可欠だと申し上げたいと思います。

以上です。

審議

○どうもありがとうございました。

それでは、今の2つの資料について議論を始めたいと思います。最初に、海外への発信について先に議論をさせていただければと思います。

御意見のある方。

●●委員。

○外国人の方向けのことなのですからけれども、今、「Safety tips」という観光庁さんが監修されたアプリがあって、それを入れると防災情報が一元的に見られたりもするのですけれども、果たしてあれはどれぐらい入れているのだろうと。あれを入れないと分からないということになると、非常に絶望的な気持ちもしています。

Safety tipsみたいなものは、例えば臨時情報みたいな情報もああいうものを使って出すようなことになると思うのですけれども、多分これは分かりにくいので、それで出されても、外国人の人はさらに困惑するような気もするのですが、ともあれ、Safety tipsみたいなアプリを入れてもらおうと思うと、今は普通にアプリをダウンロードしてという形なのですからけれども、普通に入れようと思ったら、入れる側からすると入れるインセンティブが全くないのですね。そうすると、例えばJapan Rail Passみたいに日本に来る外国人が割とみんな使うようなサービスと抱き合わせではないのですけれども、何か連携することで、入れるとお得という形にすると入れてもらいやすくなるのかなと思いました。

もう一つが、外国人向けの情報発信をするときに、日本人向けと同じ形で多言語化するというやり方が多いのですけれども、基本的に使っているSNSそのものが違うので、全く届かないのですね。例えば中国人だったらWeiboで流さないと誰も見ないということになるので、発信したい側の人たちが見ている世界や使っているツールで情報発信をしてあげないと伝わらないということがあると思います。

今、メディアが中心なのですからけれども、SNSを使うというときにも、そういう各国の人たちがリーチしやすいようなSNSで流すということで、向こうのメディア発信と相まってより情報をうまく伝えられるようになるのではないかなと思います。

以上です。

○どうもありがとうございます。

続きまして、●●委員に行きたいと思います。

○ありがとうございます。質問が1点とコメントを2点です。

質問のほうは、現在、例えば南海トラフ地震臨時情報や発生後の情報、災害が発生した後の海外への情報発信というのはどこがどういう情報を出すようになっているのかというのを教えていただければと思います。

それで、コメントが2点ありまして、1点目は、海外への情報発信、特に南海トラフ地震については、臨時情報が出た段階と災害が起きた後の段階では分けて情報発信を検討しなければならないと思います。特に臨時情報については、今日の前半の議論にもありましたように不確実な情報ということもありますので、丁寧な状況説明が必要になると思います。そのときには、例えば空港が利用可能かであるとか、港湾などが利用可能なのか、あるいは観光セクターにどのような影響を及ぼすのかみたいな点も情報提供があるとよいと思うので、最低限必要な情報発信のコンテンツというのはどういうものを御検討いただければと思います。

2点目は、災害が発生した後の情報提供なのですが、これはいち早く情報提供するのが大事なのですが、そのことを日本だけでできるかという限界もあると思います。東日本大震災では、国連の支援を得て日本で出されている情報を英訳して発信するという取組がJICAの東京国際センターを拠点に行われていました。そういう体制も含めて御検討いただくとよいと思います。

以上です。

○どうもありがとうございます。まずは最初の質問のことについてお答えいただければと思います。

○現状、具体的に何かかちつと制度を定めているようなものではないのですが、先ほど御紹介したように、その際には先発地震という話できちんと政府としての対応が行われておりますので、そういったものを通じて後発地震についても正確な情報として発信されるといったことを想定しております。

○誰がはまだはっきりしていないけれども、海外向けに確実に発表するだろうということですね。分かりました。

それから、臨時情報が発表されたときにどんなことを海外の人たち向けに発信すべきか。これはまだおそらくそんなに整理されていないような気がしますから、ここの整理は必要だろうと思います。

それから、災害発生時の海外向けの情報提供も国内の力だけでできるのかということも含めて今後、議論していただければと思いますが、外務省の方々のほうで何かお答えされますか。

では、●●委員。

○在日の外国人の方々に対する情報発信について、少し思うところを述べさせていただきます。

群馬県に住んでおりまして、大変外国人が多いコミュニティです。東日本大震災のときにはスーパーの前の広場にブラジル人が集まって、いつまでも解散しない。途中で帰国する人もたく

さん出てくるということで大変な混乱をしたという状況がありました。

なぜ彼らが集まるのかということなのですが、私自身の経験から言っても大変理解ができません。9.11のときなのですが、アメリカのシアトルに1年間在外でおりました。ふだんは日本人コミュニティとは一線を引いていたのですが、あのときだけは、子供の日本人学校のコミュニティを通じて日本人社会に積極的にコンタクトしました。何が不安だったかというと、アメリカの友人はいろいろ情報をくれます。しかし、その情報はアメリカの社会に準拠した、彼らの常識の下で必要であろうと思う情報を僕にくれるのですけれども、僕は日本社会に準拠していて、日々彼らの当たり前とすることに毎日のように新しい、へえと思うことがいっぱいあるわけですね。何が不安かというと、彼らの常識の中で与えてくれる情報が僕にとって完備ではないわけです。そうすると、日本人社会にコンタクトして、日本人のフィルターを通して、日本人の感覚からいうとこんなこともしておいたほうがいいよ、そうなんだというのはアメリカ人からは聞けない情報になるわけですね。

そうすると、準拠社会というのは非常に重要でして、先ほどのブラジル人の話もそうなのですが、ブラジル人が集まるのは、彼らが情報を持ち寄って日本社会はこうだぞという日本人では常識過ぎて伝えないようなことまで、彼らの準拠する社会の中から重要だと思う情報を共有するという構図になっていくわけですね。

したがって、在日の方々もいろいろな国の方々がいっぱいいますけれども、必ずコミュニティを形成しております。そういったコミュニティに対して情報を出して、その方々からその国の方々に情報を伝えるという形を取らないと、いつまでも不安が消えないという状況があるやに思います。

したがって、最初にお話ししたブラジル人の方々の不安というのもよく理解できるし、その中で情報共有をされてもなかなか日本人コミュニティの中に入ってこれられないという状況が災害時にはよく出てまいります。在日の方々に対する情報発信は彼らのコミュニティを通じてというのが基本になるということを思います。意見です。

○ありがとうございます。

これにつきましては、特に事務局側、外務省さん側でお答えになることはないですかね。御意見として賜ればよろしいですか。

○委員のみならず、いろいろな東日本大震災のときに得られた教訓はあろうかと思しますので、どのようなことで在日の外国人に御安心いただくかといったことの一つのきっかけになるかと思いました。ありがとうございます。

○●●委員、よろしくお願いします。

○ありがとうございます。

ただいまの●●委員のお話とも共通するのですが、私どもの鈴鹿市も大変多くの外国人が在留しております。その中で、震災のみならず、今回のコロナ禍の関係でもどのコミュニティにどのように情報伝達をするかということで大変課題が多くございました。ふだんからどの人とどうつながっているかということとをそれぞれの自治体がしっかりと情報共有していけないと、なかなか

かこの情報伝達というのは難しいかと思っています。

その中で、東日本大震災のときに多く使われたコミュニティーFMであったり、防災ラジオであったりというものが、この12年間でハード自体が老朽化したり、それぞれの住民の皆さん方の使う媒体が変わってきたりして、実際に今、それぞれの自治体ではどのような整備をどういうふうにしていけばいいかということで情報のあり方をどう発信すればいいかということに悩んでいるという状況でいます。

そのところについても、南海トラフ地震においては迅速に的確に情報発信をしようと思うと、どういうシステムを使ってどういうふうにしたらいいかというのをぜひきめ細かに御指導もいただきたいなというのと同時に、最後に入江委員のプレゼンテーションの中で、臨時情報の伝達については自治体が問合せへの対応に追われるということは容易に想像ができることですので、本当に自治体の大きさや人口密度、あるいは被災の状況によってかなり違うというのがこの情報伝達だと思っています。そういう意味では、事前のそれぞれの各自治体との県、国、市町村との連携というものにどのようなメディアが入っていただくのかということが非常に重要になってこようかと思っています。コミュニティーのそれぞれのケーブルテレビであったり、FMラジオであったりというところも、担い手がいるところとないところもあります。放送局自体があるところとないところもありますので、そのへんに向けてもう少し細かい作業といいますか、情報共有の仕方というものをぜひ御指導いただければ、使う側の自治体としては大変ありがたいと思うところでございます。

すみません、質問というか、意見といいますか、感想で申し訳ないです。よろしく願いいたします。

○どうもありがとうございました。前半は在日の外国人の方々向けの議論でしたが、後半は本日の論点そのものになってきまして、情報をどういうふうに国民一人一人に届けていくかということにつながるといいますので、今のような御意見をいただければと思います。

●●委員、お願いします。

○●●です。海外への発信ということで、引き続きコメントさせていただきたいと思います。

今日の大きなテーマが情報発信ということなのですが、今までの御議論はメディアの関係のことがほとんどでした。ですので、一つ大事だと思ったのは、メディア以前のところで、メディアが何を伝えるかというところの情報の元となるリーダーの直接の発信というのも災害時には大事だと思います。例えば今回、処理水の問題で総理がいろいろな国に電話をかけたりなさったと思うのですが、それはもちろんその外国に対しての発信になると同時に、その絵が国内でマスメディアに流れていくという両方のメリットがあります。リーダーからの発信は国民向けにもなりましすし、海外のG7のリーダーたち、あるいは国連に向けてでも発信が大事だと思います。

100年前になりますけれども、関東大震災のときなどは、天皇陛下に登場していただいて、遷都はしないということを国民向けに発信したということがあります。どういうリーダーが現代において発信するのが適切かを考えて、そこのところもぜひうまく進めていただきたいと思いました。

もう一点、海外への発信なのですが、後発地震や臨時情報を海外の記者が1回で理解できるのは到底思えません。啓発という分野になってくると、次回話題になるかもしれませんが、フォーリン・プレスセンターなどを通じて事前に外国人記者に向けた勉強会などが必要だと私は思います。フォーリン・プレスセンター自体は、最近、ジャニーズ問題を社会に喚起するきっかけとなったり、今日もIAEAの訪日団が来て処理水のことについて記者会見を開いたりしているのですけれども、外国人記者に事前に後発地震とは何だとか、半割れとは何だということを十分に勉強してもらう必要があると思います。

ただ、その際に気をつけなくてはいけないのは、そういう勉強会をしたこと自体が風評被害を呼ばないように、そこは慎重に。日本はそろそろ地震がくるらしいと発信されないように注意して、しかしながら、これは一回初めて聞いて理解できる問題ではないので、そこは事前の準備をお願いしたいと思います。

以上です。

○どうもありがとうございます。まずはリーダーの発言というのは非常に重要で、それは国際的だけではなく国内向けにも重要なので、リーダーもいろいろなリーダーがいますから、国のリーダーもそれぞれのエリアのリーダーも含めてどういう発信をすべきかという整理は必要であるというこの御指摘をいただきました。

もう一つは海外の記者さん向けの勉強会ですが、これは南海トラフ地震のことだけではなく、毎年1回は防災に関わる勉強会を海外メディアの人にしないと、入れ替わりも激しいので、年に1回そういったことを内閣府防災として海外メディア向けにやることを定例化するというのはひょっとしたらいいことかもしれないですね。

○定例的にやっていけば風評被害も起きないかもしれないですね。急にやると起きてしまうかもしれない。

○海外の人はすぐにいなくなってしまうので、多分毎年やらないと。でも、それはきっと大使館の人も同じで、海外から来ている人たちに冷静に行動してもらうための発信の仕方を考えるということなのかもしれませんね。ありがとうございます。

●●委員。

○●●委員の言われたことに僕も大賛成です。東日本大震災の後に、これはAFPかロイターか忘れましたけれども、東京の防災対策はどうなのだという取材を受けたときに、僕が世界経済の風評被害のトリガーを引くわけにはいけないので、英語で、言葉だと間違える可能性があるから活字でちゃんと送ったのですね。送った内容は、首都直下地震は30年で70%の確率で起こると言われている。東京は十二分に長年の積み重ねで防災対策を実施している。ただし、今回の東日本大震災の想定外の状況を踏まえると、想定外の状況に対してもきちんと今の計画が機能するかどうかはこれから検証していく必要がある。これ、結構いいですね。これは僕は100点満点だなと思って出したら、家内の友達から「●●さんの御主人が2ちゃんねるで炎上しているよ」と言われたのですね。

これのどこが引っかかっていたかというところ、**「30年で70%の確率で首都直下地震が起こると言われている」というところにみんなが引っかかったのですね。要するに、「東京は大丈夫か」と思って聞いてみたら、識者が「30年で70%の確率で起こる」と出てきて、「東京はもう駄目じゃん」という反応が海外ではあったのですね。**

同じぐらいの時期にその記事を見た外国でビジネスをされている日本人の方からダイレクトメールがあって、**「君は東大で研究費を使ってこんなことしか言えないのか」とか言われて、結構僕もつらいなと思ったのですが、全然気にしていなかったところで引っかかってしまったのですね。だから、あの情報は事前に出しておく情報とセットなのです。あれを事前に言っておけば全然問題なかったし、僕もずっと国内向けに仕事していたので、あの情報は当たり前で、海外にも伝わっているという錯覚を起こしていたのが問題だったのですけれども、次にそういうことが起こらないような状態にするべきですね。**

○確率について訂正しますが、**「首都直下地震が30年以内に70%」という評価はどこからも出ていないです。「南関東のマグニチュード7の地震が30年以内に70%」で、都内で起きる確率などというのは地震調査委員会は評価していないし、内閣府もちゃんとそれを区別して書いてくださいよ。いつも予算を取るために「南海トラフの地震が30年以内に70～80%」で、「首都直下地震が30年以内に70%」と書けば、そういう誤解があるのです。**

私は東日本大震災の後に各国の大使館から呼ばれて、同じく「東京は大丈夫か」と聞かれて、その話を延々とするわけですよ。最初は誰も理解していないけれども、南関東の南北東西150キロの間でどこかで起きる確率が30年で70%であって、23区内で起きる確率というのはどこも評価していない。それをメディアが間違っただと。NHKも間違っている。NHKにはがんがん言いましたから、今は間違っていないのですけれども、3大新聞、民報は間違えますから、私に取材に来たときは言いますよ。

ただ、今のはどうでもいいのですが、ぜひ外国向けの報道と、国内にいる外国人とは明確に区別してやる必要があります。

それで、やはり大使館は非常に気にしています。大使館は自分の国の国民に向けて日本で起きていることを正確に伝える必要があるの、あらゆる情報を集めようとしていますから、内閣府は組織的にここにいるような指揮者を送り込んで、大使館にきちんとしたブリーフィングをする。そのときにフォーリン・プレスを使うのは非常にいいと思いますけれども、確かに直接行く。今日は外務省の方もいらっしゃると思うので、各国の大使に御説明をするようなことをぜひやっていただきたいと思います。

それと、日本に居住されている外国人の方は基本的に日本人ですね。母国は外国でも、日本で暮らしている人に対しては、コミュニティが違うから確かに常識は違うのかもしれませんが、日本で起きていることでどこに行ったら水がもらえるとか、どこに行ったら安全かということはちゃんと各国語でやる。そういうことは今、非常に進んでいますので、むしろ民間の方が上手にやっているかなと思います。

それと、テレビは広域に情報を出すから難しいのです。私は今の時代でも、コミュニティ

FMみたいなラジオをもっと有効に使う必要があると思います。地域地域のどこが避難しなければいけない地域であるかということは市町村の中でも全然違うわけですので、それを細かく分けて情報を伝えられる唯一の手法は、コミュニティーFMみたいなものとケーブルテレビみたいなものを使っていたきたいと思って、東日本大震災と熊本地震のときで携帯電話の使い方が随分変わった、増えたという情報を今いただきましたけれども、そんなものかなと思うけれども、やはりラジオをもう少し使うほうがいいのではないかなというのが私の感想です。

以上です。

○ありがとうございます。

臨時情報そのものについては、おそらく先に起きた地震についての報道をNHK、あるいはキー局はじゃんじゃん流すので、むしろローカルの放送局が後発地震に対してのアナウンスという意味では大きな役割を果たすと思います。ですから、後発地震に関してはローカル局、あるいは地方誌を通した情報提供を考えたほうがいいかなと思いますね。

そのほかはいかがでしょうか。

○今の海外ではなく、ラジオ関係の話についてよろしいでしょうか。

臨時情報だけではなく、全ての情報についてそうだと思うのですが、これだけ一生懸命情報を発信するからには、受信側のこともかなり考えないとなと思います。昔は割と情報を受けるのも限定されていて、テレビかラジオか固定電話かという形だったと思うのですが、今はものすごく選択肢がありますので、それが一回地震が起きるとどのような状況になってしまうのか分からない。そうすると、受信側にもある程度こういうふうになり得るよというシナリオの提示だとか、選択が自由だからこそういうことをしておいてねというある程度の要求をしてもいいように思うのですね。

例えば先ほどのお話にあった資料4-1や●●委員の資料にもあったどのツール、媒体を使うかという話は、結局どの媒体が使えて、どの媒体がトレンドかという話に寄ってしまっていて、ケーブルテレビやインターネットなどの有線で来ているものは、大体主要なルートは同じところを通っているんで、駄目になるときは一斉に駄目になってしまうわけですね。そうすると無線のラジオが強くて、しかも今で言うと皆さんインターネットラジオを普通にラジオだと思っているかもしれないので、必要なラジオはこういうものですよと具体的にどのようなもので最初に情報を受けるべきかというのは、ある程度時代に合わせて書いてあげて教えてあげるのいいのではないかなと今の●●委員のお話を伺いながら思いました。

○余計なことですが、江東区は区民全員に防災ラジオといってFMとAMが聞けるラジオが配られて、私は風呂の中でいつも使っていますけれども、今はラジオは安いですから、国民全員に配って、ローカルのFM局にすぐにチューニングできるようなものは必要かなと思います。

すみません、余計なことです。

○やはりすぐにラジオで情報を得るべしというプロトコルをみんなが知っておくべきですね。

○ありがとうございます。

残り5分ぐらいですから、全般のお話も含めて、●●委員。

○すみません、全般ではないのですけれども、今のお話で、例えば私どものような小売業でも、実は災害が起こったときに何が一番頼りになるかという、地域のFM局です。テレビ云々もあるので、震災が起こってからの時間軸によりますけれども、地域の方々は例えば私どものお店みたいなのがやっているのかやっていないのかみたいところをすごく欲しがられて、直接電話をたくさんいただいたりするのですけれども、そのときに、テレビであると、先ほどありましたとおりターゲットが広過ぎて伝えられないのですけれども、地域FMでしたら、確実にそれを必要とする方にお伝えができるので、そういう意味では頼りにしています。

ついでにそういう意味で言いますと、ふだんから今度はどんな情報を流しますかというのも、行政の立場から必要な情報もあるし、我々民間の企業から必要な情報もあるので、それを各キー局やメディア単位で事前に調整しておくということも民民みたいな形でも必要と思います。

以上でございます。

○どうもありがとうございます。

○今の話に関係しているのですけれども、ラジオを配っても、使おうと思ったら電池が切れているとか。

○毎日使っていないと駄目なのですよ。

○でも、多分毎日使わないと思うのですね。私は地方にいますので、地方だとみんなラジオを何で聞くかという、車で聞くのだと思うのです。だから、そういう発想というか、どこで何を聞き、どういうルートで情報が入ってくるかみたいところは一回ちょっと整理をして、シーンを考えるといいのかな。

ちょっと話がずれるかもしれないのですけれども、トルコの地震のときにどういうふうに情報を得たかという話を聞いたら、やはりネットらしいのです。インターネットが完全に途絶するということは多分あまりないので、音声通話はできないけれども、テキストで大体いろいろな情報を入手したり、やり取りをしたというところがあるので、日本で今度起きても、多分近いような形での情報収集だったり、そういうやり取りになるのではないかなと思います。

○情報の入手ルートについて取りあえず交通整理をし、それぞれどういう情報を載せるべきか、どういう情報を得るべきかということについて分かりやすいものを一つつくっておくことは大事そうであるということが分かりました。

残り1分であります。どうしてもという方がいらっしゃったら、よろしいですか。

では、無事に何とかダブルヘッダーで15時直前に事務局にマイクをお返しすることができますので、次回は普及啓発になって、その次ぐらいから被害を見ながら議論をするということになりますから、報告書を意識したような議論になりますので、よろしくお願いします。

閉 会

○藤本（事務局） 福和主査、また、委員の皆様、長時間にわたりまして御議論いただきましてありがとうございました。

今、福和主査からお話がありましたとおり、次回第11回の会合は普及啓発についてですが、11月13日の15時からを予定してございます。御参加のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —